

第3次 岡崎市障がい者基本計画

【平成21～26年度】



岡 崎 市

支えあい とともに暮らす いきいき岡崎

本市は、平成17年度を初年度とする「第2次岡崎市障がい者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

平成18年4月、国は障害者自立支援法を施行し、それぞれの障がいに合った地域での自立と就労支援にサービス提供をしています。日々刻々と、障がい者のニーズも多様化しております。こうした状況に、本市としても迅速・的確に対応し、市民の皆様とまちづくりを進めていくため、基本計画を見直し、新たに策定することが求められました。

これまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、新たな施策を展開するために、長期的・総合的な指針として「第3次障がい者基本計画」を、このたび策定しました。前計画の「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」に「インクルージョン」を加えた3つの基本理念のもと、「支えあい とともに暮らす いきいき岡崎」を合言葉に、誰もが住みやすい、住んでいて良かったと思えるまちづくりに向け、市民ニーズを反映した市民主導型市政で、より一層進めてまいります。具体的には、障がいのある方が地域の皆様と一緒に住み慣れたまちで自立しながら、地域社会への積極的な参加と人間らしく普通に生活する環境を、順次整えていく所存であります。どうぞ、今後ともお力添えをお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただいた「岡崎市障がい者基本計画改定及び岡崎市障がい福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、障がい者団体、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

岡崎市長 柴田紘一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと期間	1
第3節 計画の対象者	3
第4節 障がい者施策と介護保険制度との関係	3
第5節 岡崎市の障がい者施策の歩み	4
第6節 法制度の動向	6
1 障害者基本法	6
2 障害者自立支援法	6
3 その他の法令	7
第2章 市の障がい者を取りまく現状	8
第1節 障がい者数	8
第2節 障がい者施策に関するニーズ	10
1 ニーズ調査の方法	10
2 ニーズ調査結果の概要	11
第3章 計画の基本的方向	15
第1節 基本理念・基本目標	15
1 岡崎市のまちづくりの方向性	15
2 前計画における基本目標・基本理念	15
3 本計画の基本理念・基本目標	16
第2節 7つの政策目標	17
1 市民の福祉意識を高める	17
2 生活の質を維持・増強する	17
3 安全で快適な生活空間を確保する	18
4 子どもの力を伸ばす	18
5 いきいきと働けるしくみをつくる	19
6 健康を維持・増進・回復する	19
7 参画できるしくみをつくる	20

第3節	3つの重点的な取り組み	21
1	岡崎市福祉の村の拠点機能の強化 ～障がい児・者の総合的拠点へ～	21
2	サービスコーディネータ力の底上げ ～当事者同士の支えあいも～	21
3	災害時要援護者支援体制の強化 ～日常での地域支援体制の確立～	22
第4節	施策の体系	23
第5節	具体的な数値目標	24
第4章	分野別施策の展開	26
第1節	市民の福祉意識を高める【啓発・広報】	26
1	啓発広報活動の推進	26
2	福祉教育の推進	28
3	地域福祉活動の活性化	29
第2節	生活の質を維持・増強する【生活支援（福祉）】	30
1	日常生活への支援の充実	30
2	日中活動への支援の充実	34
3	居住の場への支援の充実	35
4	相談体制の充実	36
5	円滑なコミュニケーションの支援	38
6	権利擁護の推進	39
第3節	安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】	41
1	障がい者にやさしい公共空間の確保	41
2	移動手段の確保	42
3	住宅環境の整備	44
4	生活安全の確保	45
第4節	子どもの力を伸ばす【療育・教育・育成】	46
1	特別支援教育推進体制の確立	46
2	学校教育の充実	48
3	就学前保育・教育、放課後対策の充実	49
第5節	いきいきと働けるしくみをつくる【雇用・就業】	50
1	一般就労の促進	50
2	行政自身の障がい者雇用対策の強化	53
3	福祉的就労の促進	54
第6節	健康を維持・増進・回復する【保健・医療・療育】	58

1	乳幼児期の適切な保健・療育の確保	58
2	心と体の健康づくりの推進	60
3	地域医療・医学的リハビリテーションの充実	61
第7節	参画できるしくみをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】	64
1	スポーツ・文化活動の促進	64
2	障がい者団体の活性化と家族支援の強化	65
3	まちづくり活動への参画の促進	66
第5章	計画の推進と進行管理	67
第1節	点検・進行管理体制の確立	67
第2節	サービスの質の向上と人材確保への支援の強化	67
第3節	庁内推進体制の強化	67
参考資料		68
1	計画策定の経過	68
2	委員名簿	69

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

障がいのある人もない人も、ともに、地域でいきいきと安心して暮らせるまちを創っていくことは、市民みんなの願いです。

本市では、平成11年3月に岡崎市障がい者基本計画を、平成17年3月に第2次岡崎市障がい者基本計画を策定し、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念のもと、障がい者施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく第1期岡崎市障がい福祉計画を策定し、障がい福祉サービス・地域生活支援事業（相談支援事業等）を必要とする市民が適切にサービスを受け、安心して地域で暮らしていけるよう努めてきました。こうした計画に基づく施策展開は、本市の障がい者の日々の生活において、大きな支えとなってきたと思われま

しかし、障がい者は、年齢・障がいの重さ・障がいの種類・生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。国・県そして本市の障がい者施策は、こうしたニーズに、まだまだ十分対応したものになっていないといえま

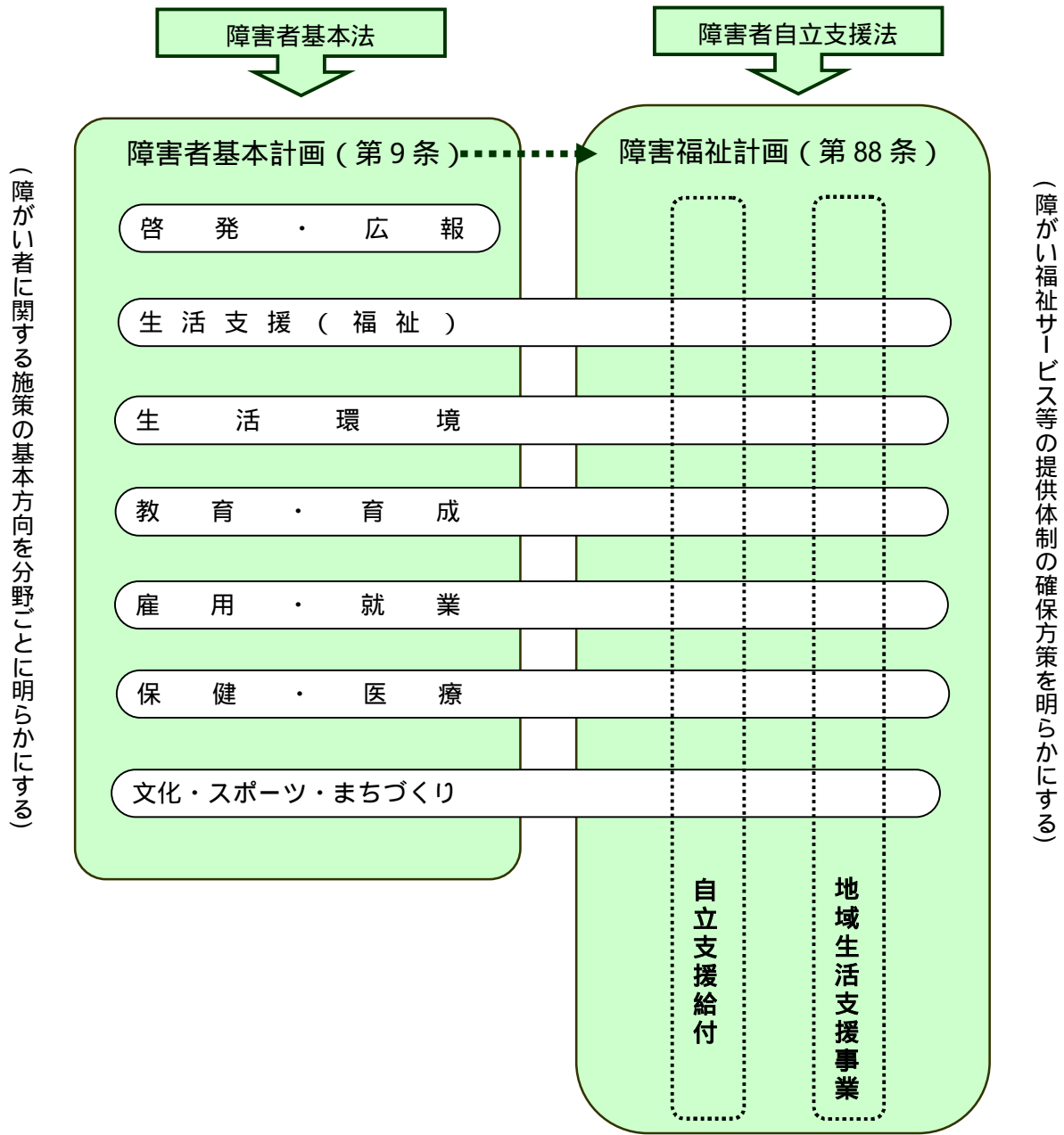
そのため、本市におけるこれまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度の改正などに迅速・的確に対応し、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていく基本的方向を明らかにするために、第3次岡崎市障がい者基本計画を策定します。

第2節 計画の位置づけと期間

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、平成21～26年度における本市の障がい者施策の基本的方向を総合的・体系的に定めます。障害者自立支援法第88条に基づく岡崎市障がい福祉計画（第2期：平成21～23年度、第3期：平成24～26年度）は、本計画の関連部分との整合を図りながら、別に策定します。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第6次岡崎市総合計画」を具現化するための部門別計画と位置づけられるとともに、上位・関連計画として、内閣府の「障がい者基本計画」や「重点施策実施5か年計画」、愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」や「第3期実施計画」等があることから、これらの計画との整合・調整を図りながら策定しています。

障がい者基本計画と障がい福祉計画の関係



計画の期間

		~1年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~
内閣府愛知県	障害者基本計画	—————▶												
	重点施策実施5か年計画	---	---	---	---	▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶
岡崎市	21世紀あいち福祉ビジョン	13年度から	—————▶											
	実施計画	第1期	▶	第2期	▶	第3期	▶	第4期	▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶
岡崎市	総合計画基本構想	---	---	---	---	▶	改定	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	—————▶	32年度まで
	総合計画基本計画	---	5次総			---	---	▶	—————▶	6次総			—————▶	—————▶
	障がい者基本計画	---	第1次	▶	---	第2次	---	---	▶	第3次			—————▶	—————▶
	障がい福祉計画	---	---	---	---	第1期	---	---	▶	第2期	▶	---	第3期	▶

額田町合併

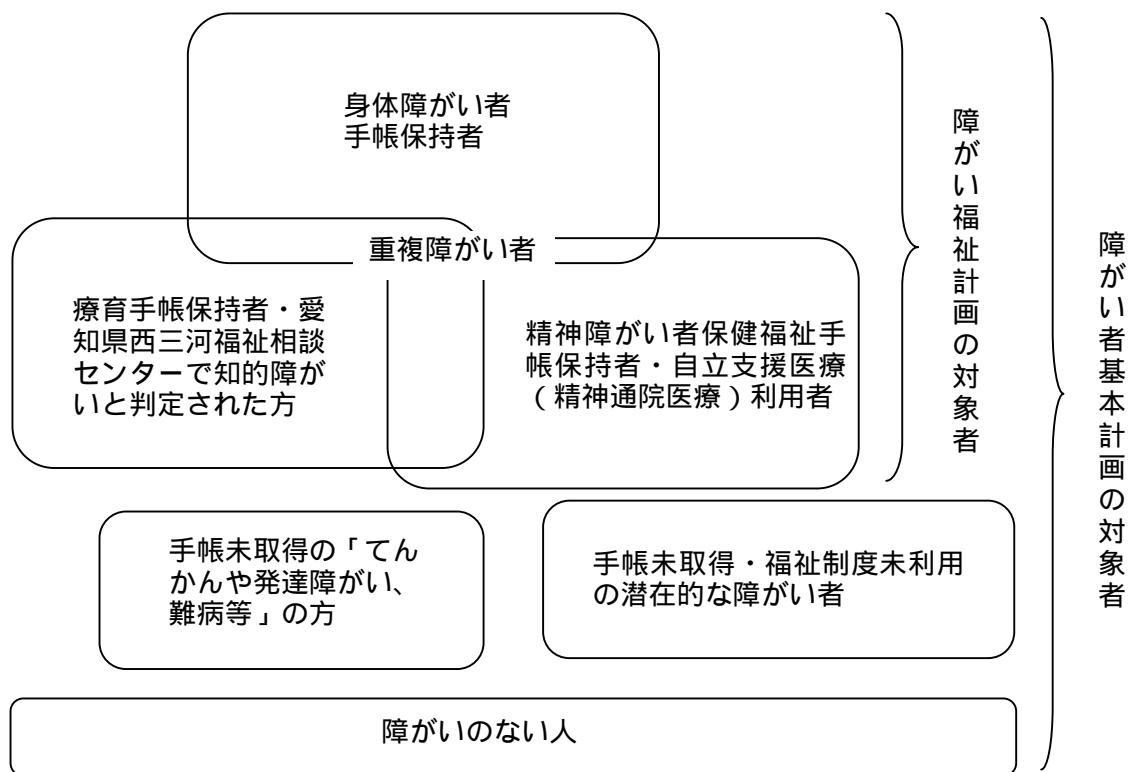
第3節 計画の対象者

「障がい者基本計画」は、障がい者だけでなく、すべての市民を対象とした、すべての市民のための計画です。

「障がい者」という言葉の範囲は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方」とされていますが、障害者基本法は、平成5年の制定時に国会の附帯決議で、「てんかんや発達障害、難病などに起因する障害のある方」も対象とすることが明示されており、これらの方も「障がい者基本計画」の「障がい者」とします。

一方、「障がい福祉計画」は、自立支援給付・地域生活支援事業を受ける方を対象とします。「身体障がい者手帳保持者」、「療育手帳保持者」、「療育手帳を持っていないものの愛知県西三河福祉相談センターで知的障がいと判定された方」、「精神障がい者保健福祉手帳保持者」、「精神障がい者保健福祉手帳を持っていない自立支援医療（精神通院医療）利用者」が該当します。

計画の対象者



第4節 障がい者施策と介護保険制度との関係

障がい者施策と介護保険制度は、類似したサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障がい者や、特定疾病（脳血管疾患など）に起因する40歳以上～65歳未満の障がい者に対しては、介護保険制度が優先され、サービスが異なるものについては障がい者施策で実施されます。

第5節 岡崎市の障がい者施策の歩み

岡崎市における障がい者施策は、明治期の佐竹政次郎氏による盲聾児教育の歴史にはじまります。その後、終戦直後からの生活保護施策、孤児施策等と相まった愛恵協会、米山寮などの活動、昭和30年代後半からの藤花荘や岡崎養護学校、愛知県立第二青い鳥学園などの設置、昭和52年の愛知県藤川寮、昭和55年の岡崎市福祉の村の設置などにより、基礎的な基盤が整えられていきました。

さらに平成に入り、国の在宅重視の理念のもと、ホームヘルプ、ショートステイをはじめとする在宅福祉サービスの実施主体が都道府県から市町村へ移管され、サービス提供のあり方も行政による措置制度から利用者と事業者との契約制度へと順次移行しました。岡崎市においても、行政や社会福祉法人に加え、当事者団体やNPO法人、株式会社・有限会社など、多様な事業主体による在宅福祉サービスの提供が進み、住民と行政の協働のもと、障がい者が地域で安心して暮らせる環境づくりの歩みを着実に進めてきたといえます。

現在、長期入院者・入所者の地域生活への移行や、就労の促進、増え続ける発達障がい者への対応などが強く求められる中で、これらの取り組みは、障がい者の多種多様な支援ニーズに対して、まだまだ十分ではありません。

また、これらの取り組みの多くは、当事者や家族、ボランティア等の慈善的な活動により成り立っている一方で、国・県からの経済的支援の縮小、福祉専門職の人材不足、古くからある施設の老朽化・狭隘化など、様々な課題が顕在化しています。

法制度もめまぐるしく変わる中で、将来にわたって障がい者が岡崎市で住み続けられるよう、障がい者支援の拡充を図っていくことが重要といえます。

岡崎市の障がい者施策の歩み

時 期	概 要	備 考	
有志による先駆的取り組みの時代 (明治期～昭和20年代)	明治36年	盲人佐竹政次郎氏が康生で、民家を借り、盲生3名・聾生3名に授業を開始。	昭和22～23年に愛知県立盲学校・聾学校となる。
	昭和22年頃～	愛恵協会が生活保護者対策として宿所提供開始。	昭和26年財団法人認可。昭和27年社会福祉法人(組織変更)認可。昭和57年に身体障害者授産所を、昭和59年に精神障害者作業所を開設。平成8年宿泊訓練開始。平成10年にグループホームを開設。
	昭和23年	岡崎市公共福祉協会が創設。	昭和26年岡崎市社会福祉協議会として設立。
	昭和25年	ヘレンケラーの講演に感銘を受けた米山起努子氏が私財を投じ、盲聾唖児施設米山寮を開設。	昭和29年、社会福祉法人認可。
	昭和33年	社会福祉法人愛知玉葉会が知的障害者入所更生施設藤花荘を開設。	平成11年に第二藤花荘を、平成19年にサンワーク藤川を開設。

時期	概要	備考	
(昭和30年代～50年代半ば)	昭和38年	愛知県立岡崎養護学校開校。	
	昭和39年	愛知県立第二青い鳥学園開園。社会福祉法人愛知県厚生事業団が受託運営。	昭和59年に愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園に名称変更。
	昭和42年	愛知教育大学附属養護学校開校。	昭和37年開設の愛知学芸大学附属岡崎小学校特殊学級が前身。
	昭和44年	岡崎市心身障がい者福祉扶助料支給が開始。	
	昭和48年	岡崎市心身障がい者医療費助成が開始。	
	昭和52年	社会福祉法人愛知県厚生事業団が知的障害者入所更生施設藤川寮を開設。	
	昭和55年	岡崎市福祉の村が開設。 (若葉学園、友愛の家、希望の家)	昭和59年にめばえの家、昭和61年にそだちの家、平成3年にのぞみの家、平成9年にみのりの家、平成13年ににじの家がそれぞれ開設。
(昭和50年代後半～平成11年)	昭和58年	国際障害者年(昭和56年)の取り組みをきっかけに車いすセンター岡崎支部が発足。	平成8年に自立生活センターぴあはうすに発展。平成13年NPO法人認可。
	昭和60年	知的障がい者の母親により、生活教室を開始。 (あおい)	平成元年「ホームワーク板屋」として発足。平成6年作業所を開設。平成14年社会福祉法人認可。
	平成2年	岡崎市・幸田町・額田町住民が岡崎地域精神障害者家族会(せきれい会)を設立。	平成7年から作業所を運営(平成10年認可)。平成16年社会福祉法人認可。
	平成2年	福祉八法改正により在宅重視の理念のもと身体障がい者ホームヘルプ等の在宅福祉サービスが県から市に移管。	以降、順次移管メニューが拡大。
	平成3年	額田町に社会福祉法人竜城福祉会の知的障害者入所更生施設額田の村が開設。	平成2年社会福祉法人認可。
	平成8年	3歳児健康診査業務が県から市に移管。	乳幼児健診や訪問指導から療育へつなぐ一環した体制が強化。
	平成11年	社会福祉法人愛恵協会の「通勤寮こいざわ・援護寮あい」が開所。	
の向上が図られた時代(平成12年以降)	平成12年	介護保険法施行。社会福祉事業法から社会福祉法への改正(平成15年施行の措置制度の利用制度への変更など)	以降、岡崎市においても、多様な事業主体の参入が進む。
	平成14年	精神保健事務が県から市に移管。	
	平成15年	岡崎市が中核市指定を受け、保健所事務を県から移譲。	
	平成15年	身体・知的・児童に支援費制度導入。	
	平成16年	平成18年4月の学校教育法改正に先立ち、特別支援教育を先行実施。	
	平成18年	4月から障害者自立支援法施行。	一部は平成18年10月から施行。
	平成19年	西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪(りんりん)」が開所。	
平成20年	3月に岡崎げんき館開設。	保健所移設。	

第6節 法制度の動向

1 障害者基本法

障がい者への総合的な施策を法的に定めるものが「障害者基本法」です。障害者基本法は、昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」が平成5年に大幅に改正されてできたもので、障がい者の「自立と社会参加」の理念が打ち出されるとともに、精神障がい者が医療の対象としての「患者」から、福祉の施策の対象である「障がい者」としてはじめて位置づけられました。

また、平成16年にも一部改正され、国や地方公共団体の責務として「障がい者の権利の擁護」、「障がい者に対する差別の防止」、「障がい者の自立及び社会参加の支援」等が明記されました。

関連法公布の流れ

		昭和20 ~39年	昭和40 ~59年	昭和60 ~平成5年	平成6 ~15年	平成16 ~20年	備考	
基本法	心身障害者対策基本法		45年	→				
	障害者基本法			5年	→		が発展	
福祉分野の 個別法	障害者自立支援法					1年	のサービス給付 部分が移行	
	身体障害者福祉法	24年	→	→	→	→		
	知的障害者福祉法		35年	→	→	→		
	児童福祉法	22年	→	→	→	→		
	精神保健福祉法	25年	→	→	→	→		
	社会福祉事業法	26年	→	→	→	→		
	社会福祉法					12年	→	が発展。支援費制度、 契約制度の根拠
その他の主 な個別法	発達障害者支援法					16年	→	
	学校教育法	22年	→	→	→	→	18年より特別支援教育の 規定を追加	
	障害者の雇用の促進に 関する法律		35年	→	→	→		
	ハートビル法				6年	→	高齢者、身体障害者等が 円滑に利用できる特定建 築物の建築の促進に關 する法律	
	バリアフリー新法					18年	→	高齢者、障害者等の移動 等の円滑化の促進に關 する法律

2 障害者自立支援法

平成18年4月、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、障害者自立支援法が施行されました。

これは、「障害者基本法」を上位法に、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」、「児童福祉法(一部)」という4つの個別法のうち、障がい者の福祉サービスを一元化し、障がい保健福祉の総合化や自立支援型システムへの転換、制度の持続可能性の確保をめざすものです。

サービス提供水準の地域格差、精神障がい者が対象外であったことなど、支援費制度の問題点の解消をめざしてできたものですが、障がい程度区分や支給限度額制度による利用制限や、応益負担などのしくみに国民の反発が強く、抜本的見直しが検討されています。

障害者基本法と障害者自立支援法の関係

障害者基本法 (障がい者の自立と社会参加を支援する基本理念や基本的事項を規定)			
障害者自立支援法 (障がい種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項を規定)			
身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
身体障がい者の定義 福祉の措置 等	福祉の措置 等	精神障がい者の定義 措置入院等 等	児童の定義 福祉の措置 等

3 その他の法令

その他の法令の近年の動向は、次の通りです。

平成16年には、広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人とその家族への支援体制を定めた「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月より施行されました。

平成17年には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年度以降における「障がい者法定雇用率」の算定対象として、精神障がい者保健福祉手帳を所持する精神障がい者も加えられることになりました。

平成18年には、「学校教育法」等が改正され、平成19年度よりそれまでの盲・聾・養護学校を「特別支援学校」として制度的に統合するとともに、小・中学校・高等学校等における特殊学級についても「特別支援学級」と呼称を改め、法律上で明確に位置づけられることになりました。

また同年には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が成立し、建築物や公共交通機関のバリアフリー化、生活環境の整備を進めることとなりました。

そのほか、平成18年12月に、国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国も平成19年9月に署名しました。同条約は、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、様々な分野において障がい者の権利を保護・促進する規定を設けており、平成20年5月に批准国が20か国に達して発効しました。今後は障がい者の人権及び基本的自由の完全な実現に向けた法制化と条約への早期批准が課題となっています。

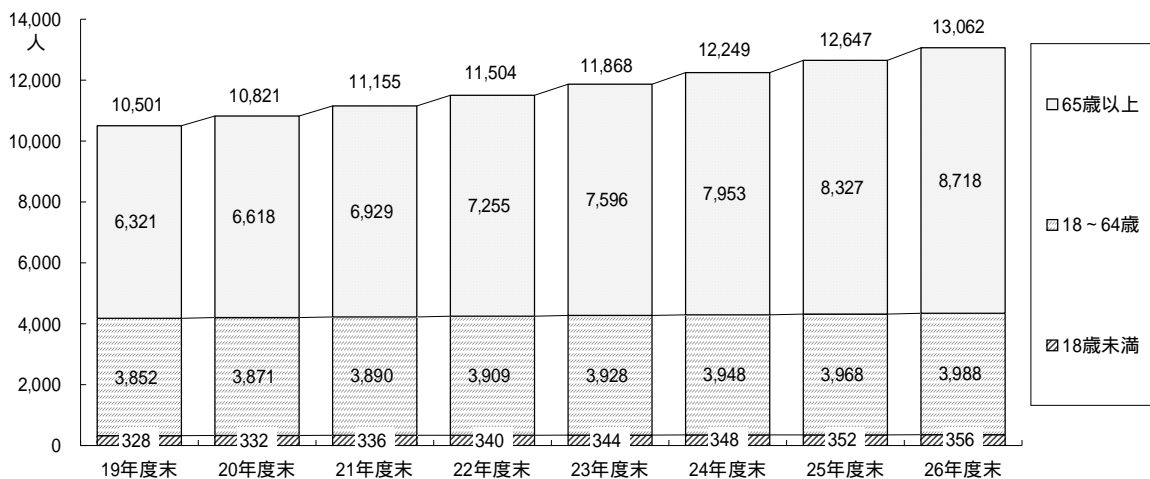
第2章 市の障がい者を取りまく現状

第1節 障がい者数

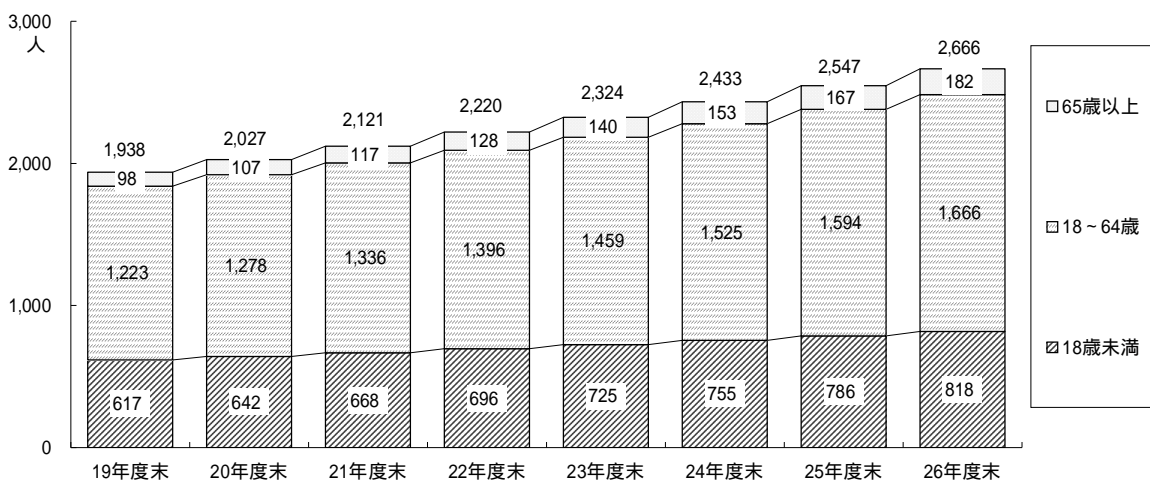
平成19年度末の障がい者手帳保持者数は、身体障がい者手帳保持者が10,501人(人口の2.68%)、療育手帳保持者が1,938人(同0.49%)、精神保健福祉手帳保持者が1,502人(同0.38%)です。

過去の推移に基づき、平成26年度末時点の人数を推計すると、身体障がい者手帳保持者は13,062人、療育手帳保持者は2,666人、精神保健福祉手帳保持者は2,298人となります(複数の手帳を持っている方はそれぞれで計上)。

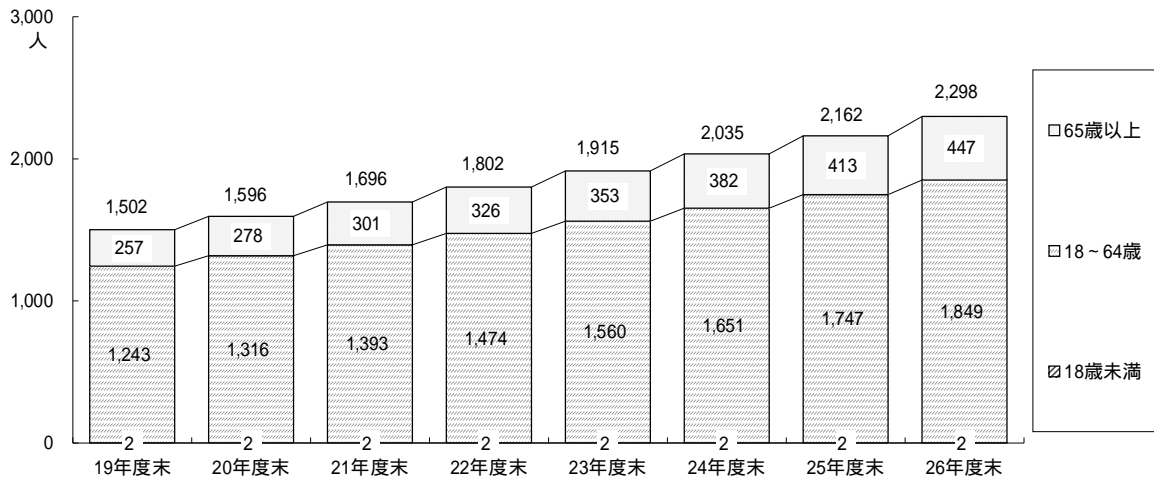
身体障がい者手帳保持者の推移と推計



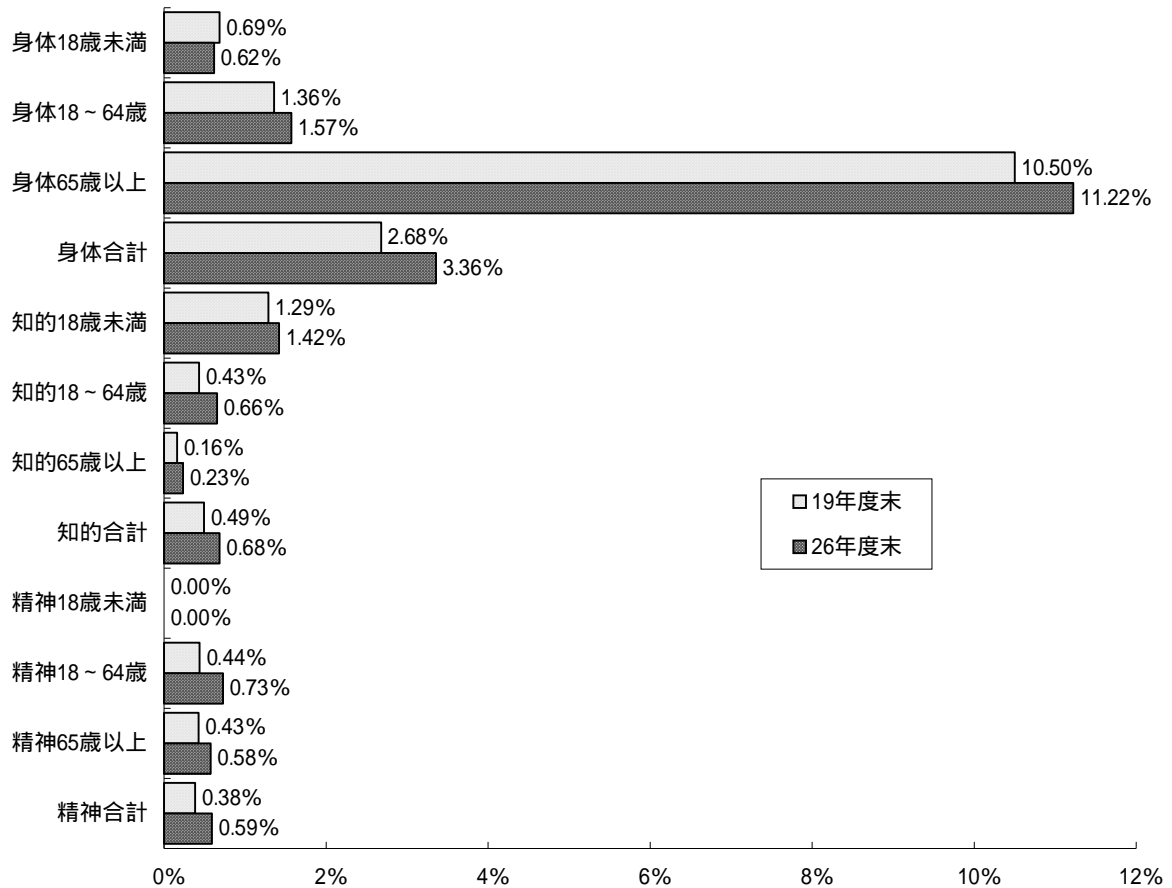
療育手帳保持者の推移と推計



精神障がい者保健福祉手帳保持者の推移と推計



〔参考〕人口に占める手帳保持者の割合



第2節 障がい者施策に関するニーズ

1 ニーズ調査の方法

障がい者施策に関するニーズ等を把握するために、平成20年7～8月に実施したアンケート調査、ヒアリング調査をとりまとめた内容は以下の通りです。各分野ごとに、こうしたニーズをふまえた施策を推進していくことが求められます。

アンケートの配布・回収数

	障がい者					合計	一般市民	事業所
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者				
配布数	障がい福祉サービス利用者	212	946	95	21	1,274		
	それ以外	345	66	119	70	600		
	合計	557	1,012	214	91	1,874	500	49
回収数		314	589	116	39	1,058	159	38
回収率		56.4%	58.2%	54.2%	42.9%	56.5%	31.8%	77.6%

ヒアリング調査の対象

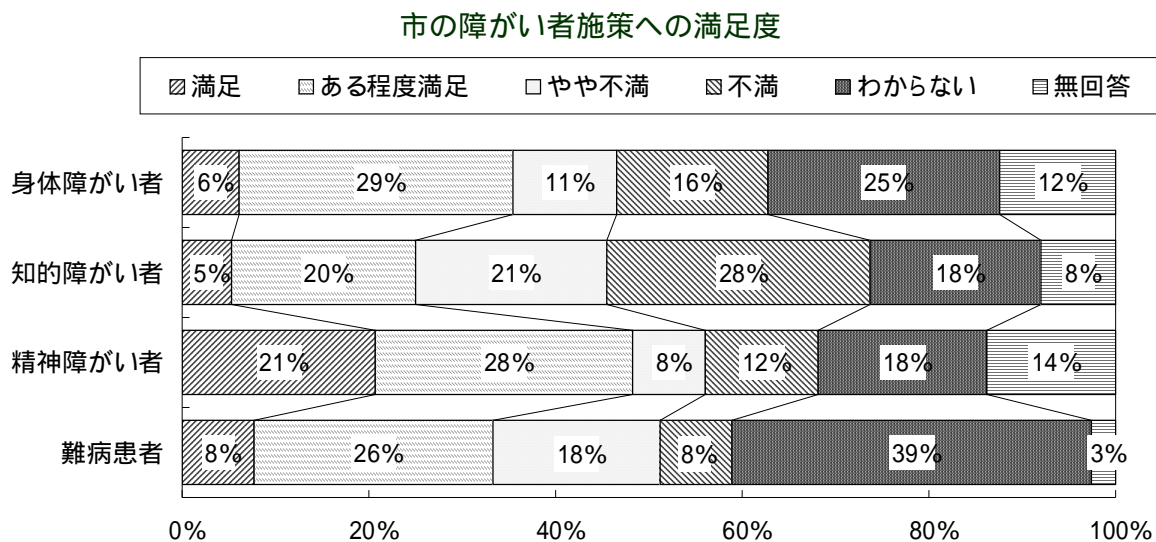
区分	対象（順不同）
関係機関・サービス事業所運営法人	ハローワーク岡崎（岡崎公共職業安定所） 県立岡崎養護学校 県立心身障害児療育センター 第二青い鳥学園 社会福祉法人愛恵協会 社会福祉法人竜城会 社会福祉法人愛知玉葉会 社会福祉法人せきれい NPO法人岡崎自立生活センター ぴあはうす
障がい者団体等	手をつなぐ育成会 肢体不自由児・者 父母の会 岡崎視覚障がい者福祉協会 岡崎地域精神障がい者家族会 岡崎市難聴・中途失聴者の会 岡崎市聴覚障がい者福祉協会 点訳 木曜会 【点字・点訳】 岡崎 ひとみ会 【盲人ガイド】 手話サークル はぐるま 【手話】 OHPおかざき 【要約筆記】

2 ニーズ調査結果の概要

1 障がい者施策全体について

障がい者アンケートにおいて、市の障がい者施策への満足度をたずねたところ、「満足」「ある程度満足」という回答をあわせて3割前後という結果になりました。

市の障がい者施策全体の底上げを図り、満足度を上げていくことが求められます。



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

2 啓発・広報について

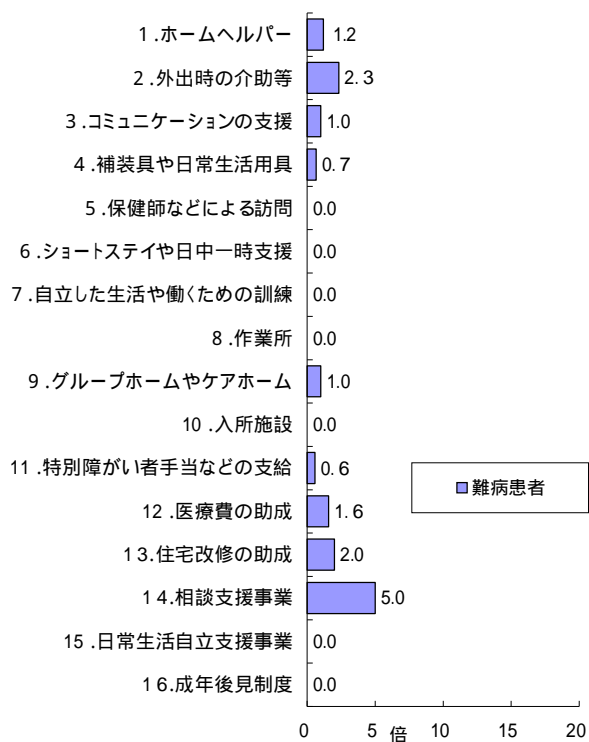
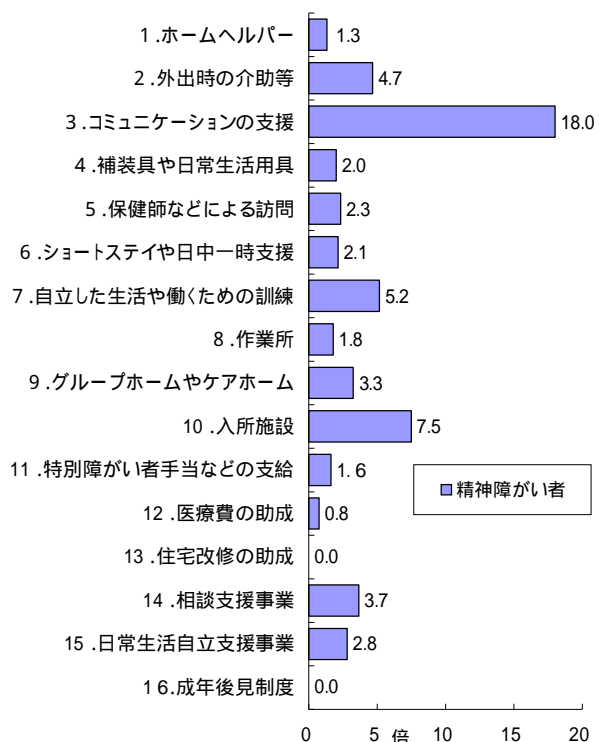
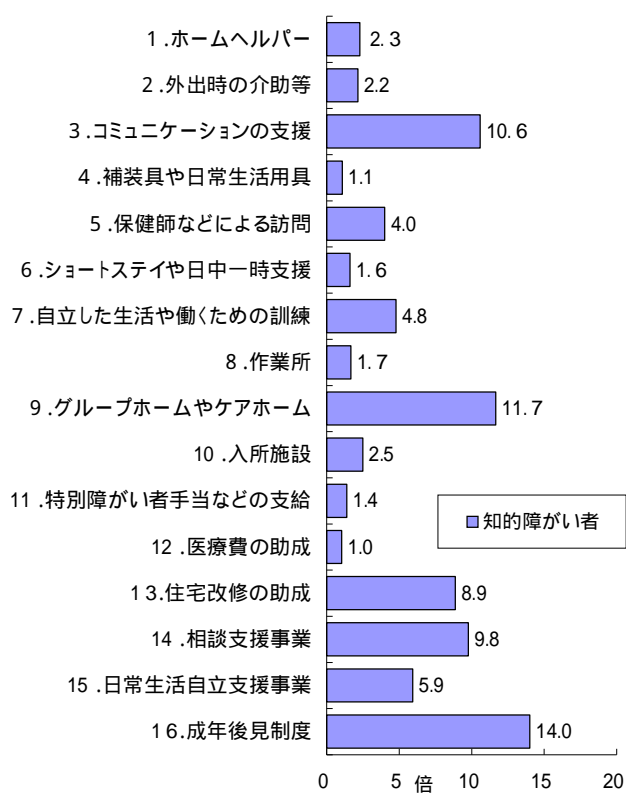
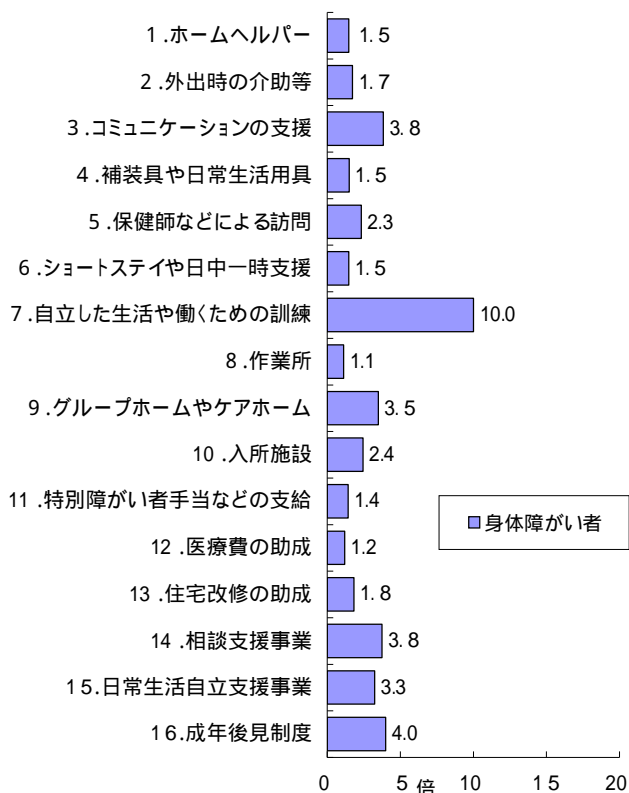
啓発・広報については、市民アンケートにおいて、障がい者福祉に関心がある市民は8割近くに、障がい者福祉を学びたい市民も3割にのぼる一方で、ボランティアなどの活動を実際に行いたいという市民は1割程度という結果を得ました。また、障がい者アンケートでは、「ここ数年の間に差別や偏見、疎外感を感じたことのある」という回答は4割にのぼりました。

こうした現状を受け、差別等をなくし、市民が自分ができることを考え、行動していくために、更なる啓発・広報が課題とされます。

3 生活支援（福祉）について

生活支援（福祉）については、障がい者アンケートにおいて、障害者自立支援法のサービスやその他の生活支援サービスに関して、多くのサービスで現状より高い利用希望がみられました。

生活支援サービスの利用希望の伸び率（利用希望人数÷利用人数）

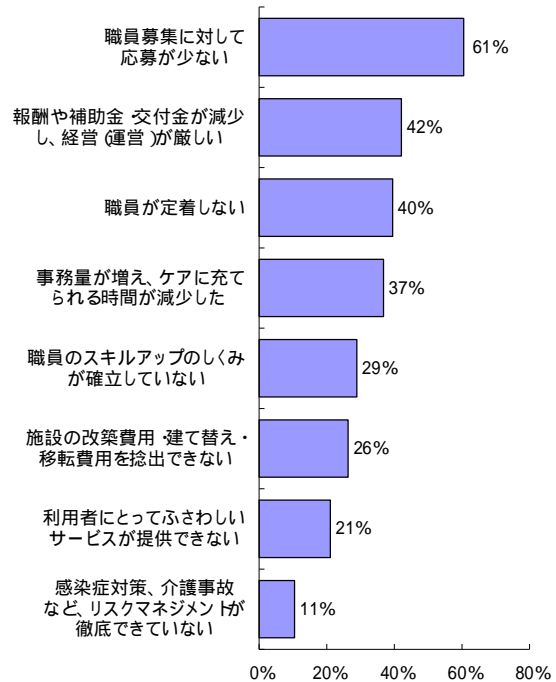


資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

事業所運営上の課題（上位8位まで表記）

また、事業所アンケートによると、「職員募集に対して応募が少ない」、「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」などの割合が高く、人材確保や経営（運営）環境の改善がサービス提供上の課題として浮かび上がりました。

こうした現状や、障がい者のニーズの拡大を受け、生活支援（福祉）サービスの提供体制の確保を図っていくことが求められます。



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答事業所数＝38）

4 生活環境について

生活環境については、障がい者アンケートにおいて、「災害時に頼りにできる人がいない」障がい者が6%に、うち精神障がい者では11%にのぼるなど、災害時要援護者支援のニーズが浮かび上がりました。また、「移動しやすい交通機関や道路への改善」を望む声が、身体障がい者や難病患者の4割から、知的障がい者や精神障がい者を含めても3割からあがっていることから、外出しやすいまちづくりに一層努めていくことが求められます。

5 療育・教育・育成について

療育・教育・育成については、障がい者アンケートにおいて、6～7割の保護者が学校や幼稚園・保育園への通園・通学時の悩みを持っており、具体的には「先生の障がいに対する知識・経験・理解の不十分さ」や「設備、移動手段の不十分さ」などがあげられていました。

また、「さらに上の学校などで勉強を続けたい」、「一般の会社やお店などで働きたい」などの多様な進路希望がみられます。

こうした現状を受け、教育や保育、療育の現場では、可能な限り本人や保護者の希望を尊重したきめ細かな対応に努めていくことが求められます。

6 雇用・就業について

雇用・就業については、障がい者アンケートにおいて、現在何らかの就業をしている障がい者が約4割なのに対し、就業中の方も含め、今後働きたい、働き続けたいという障がい者は回答者の約7割にのぼりました。

また、就業に関して、「給料・工賃が少ない」、「障がいのある人の就労に理解が乏しい」といった不満が多く寄せられました。

関係機関・サービス事業所や障がい者団体へのヒアリングにおいても、企業等の理解の促進、精神障がい者・発達障がい者の就労への支援の充実などを望む意見が多く聞かれました。

市、企業、福祉事業所等が連携しながら、障がい者がいきいきと働ける環境づくりに一層努める必要があります。

7 保健・医療・療育について

保健・医療・療育については、障がい者アンケートにおいて、「障がいに理解や経験のある医療従事者が少ない」、「症状を伝えにくい、説明がわからない」など、医療面での障がい者への十分な配慮を望む声が寄せられたほか、関係機関・サービス事業所や障がい者団体等へのヒアリングにおいては、療育機能の充実を望む意見が多数聞かれました。

こうした現状を受け、市役所・保健所や岡崎市医師会、岡崎市福祉の村、愛知県心身障害児療育センター青い鳥学園など、関係機関が連携しながら、利用者本位の保健・医療・療育を提供していくことが求められます。

8 スポーツ・文化・まちづくり

スポーツ・文化・まちづくりなど社会参加については、障がい者アンケートにおいて、「参加を支援するボランティアなどの育成」や「魅力的な行事や活動の充実」を望む声が多く寄せられました。

市民や関係団体等と連携しながら、障がい者が多様な活動に積極的に参画できるまちづくりに一層努める必要があります。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念・基本目標

1 岡崎市のまちづくりの方向性

本市の最上位計画である第6次総合計画は、将来都市像として、

『人・水・緑が輝く 活気に満ちた 美しい都市 岡崎』

を、保健・医療・福祉分野では

『健やかに安心して暮らせるまちづくり』

をめざしています。

障がい者福祉においては、

『障がい者が生きがいを持ち、安心して暮らしている都市』

をめざし、

『障がい者が地域社会の構成員として、生きがいをもって暮らしていくため、自立した生活と積極的な活動を支援し、ノーマライゼーションを推進』

していきます。

2 前計画における基本目標・基本理念

第2次岡崎市障がい者基本計画は、

『生きるよろこびでいっぱいのがまち・おかざき』

を基本目標に掲げてきました。

これは、市民全体に対しては、

『障がいのあるなしにかかわらず、誰もが「おかざきに住んでよかった」と心から
思えるまち』

という意味を持ち、障がい者に対しては、

『心の豊かさゆとりを重視しながら、社会参加と自立した生活を実現できるまち』

という意味を持ちます。

また、同計画では、基本理念として、

『ノーマライゼーション』

(すべての人が自らの障がいの種類や程度にかかわらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方)

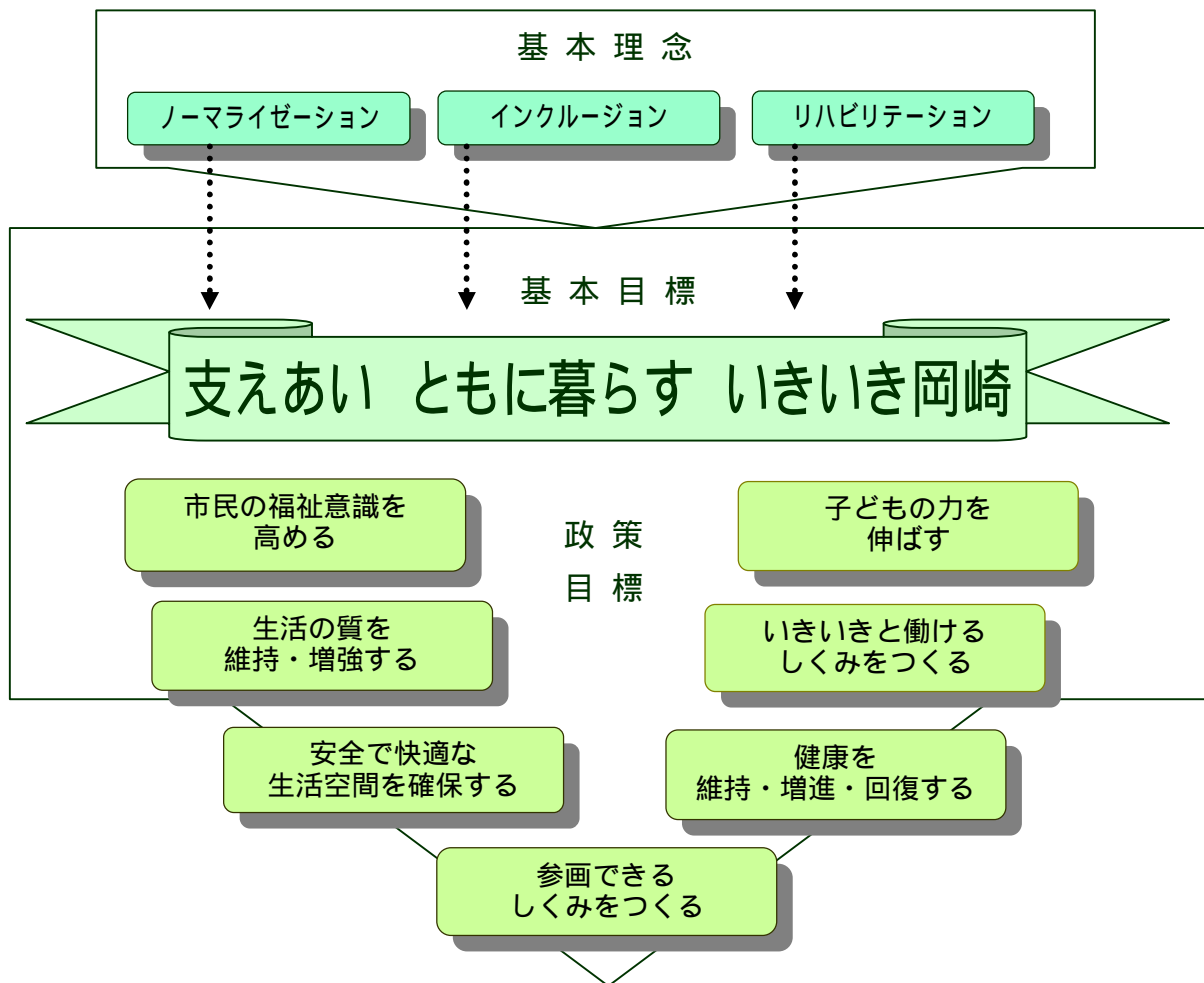
『リハビリテーション』

(医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加するあり方)

という2つの概念を施策推進の前提に据えてきました。

3 本計画の基本理念・基本目標

本計画では、第6次総合計画におけるまちづくりの方向性や、前計画における基本目標・基本理念をふまえ、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上での前提とする基本理念（考え方）を『ノーマライゼーション』・『インクルージョン』・『リハビリテーション』と、めざしていく基本目標（まちの姿）を、『支えあい（ノーマライゼーション） ともに暮らす（インクルージョン） いきいき岡崎（リハビリテーション）』とし、それを実現していくために7つの分野ごとの政策目標を掲げます。



「支えあい」は、「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいの有無、障がいの重さ・障がいの種類を問わず、市民一人ひとりが、お互いに人として尊重しあい、日々の絶え間ない啓発活動やボランティア活動などにより支えあうことを意味します。

「ともに暮らす」は、「インクルージョン」の理念のもと、一人ひとりの個性・能力を生かす保育・教育や一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな生活支援サービスにより、地域でともに育ち、安心して暮らし続けられることを意味します。

「いきいき岡崎」は、「リハビリテーション」の理念のもと、必要な支援を受けながら、就業、生きがい活動などに積極的に参加し、社会的役割を担いながらいきいきと活躍することを意味します。

第2節 7つの政策目標

市民一人ひとりが力をあわせ、「支えあい とともに暮らす いきいき岡崎」を築いていくため、以下の7つの分野ごとの政策目標に沿った施策を推進します。

1 市民の福祉意識を高める

啓発・広報

国際障害者年から四半世紀、私たちの岡崎市でも、障がい者福祉に対する一般的な理解は、徐々に深まってきています。しかし、雇用の場での差別・偏見や、福祉の仕事をめざす人材の不足など、各論的な課題を解消し、本当の共生社会を実現するためには、市民一人ひとりの当事者意識の醸成が不可欠です。障がい者自身の自己啓発も必要です。

そのため、「いろいろな人たちと力をあわせながら、誰もが安心して豊かに暮らせる地域を自分たちでつくっていく」という「主体的な福祉観」にあふれ、障がい者が排除されることなく一緒に暮らせる地域をめざし、啓発・広報活動や福祉教育、交流活動の一層の拡大に努めていきます。

2 生活の質を維持・増強する

生活支援（福祉）

障がい者が住みなれた地域で安心して、いきいきと自立した生活をおくれるようにするためには、障がい者一人ひとりが自分の生き方を選び、実践できるよう、地域をあげて支援していくことが求められます。また、地域において障がい者を介護・支援している人の負担軽減を図ることも重要な課題です。

そのため、障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスの展開を促進し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図っていきます。

とりわけ障害者自立支援法に基づく生活支援サービスの充実を図るとともに、障がい者の自己選択、自己決定を支援するため、相談支援やケアマネジメント、権利擁護の推進に重点的に取り組みます。

3 安全で快適な生活空間を確保する

生活環境

障がい者が、地域で安全に快適に暮らしていくためには、自由にまちの中を移動できる環境整備や、公共住宅への入居、住居や保証人の紹介支援などによる暮らしやすい住宅の確保や、防災・防犯面での障がい者への配慮などが欠かせません。

そのため、段差や出入り口、住宅や店舗などの構造、点字誘導・音声案内・文字表示案内など、まちの物理的なバリア（障壁）・情報面のバリアを点検・整備し、意識的バリアがなく障がい者が暮らしやすい・使いやすい生活環境づくりに努めます。また、災害時要援護者支援制度の充実などにより、一人ひとりの障がい特性に応じた防災・防犯対策の強化に努めます。

4 子どもの力を伸ばす

療育・教育・育成

障がいのある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

療育（医療＋育成）はいろいろな障がいのある子どもの精神的・身体的機能を最大限に伸ばすことを目的とし、内容も始める時期も一人ひとりに合ったものが必要であり、早い時期から療育を行うことは重要であり望ましいと考えられます。

また、発達障がいなど、教育的ニーズが多様化し、特別支援学校や地域の学校・幼稚園・保育園での特別支援教育のハード・ソフト両面の充実が課題となっています。

そのため、障がいの状況や特性等に応じて、子どもにとって一番よい教育の場を作り、一人ひとりの個性や可能性を最大限に伸ばせる教育を得られるよう、教職員や保育士、関係職員の理解と資質・能力等の向上を図るとともに、施設の改修・増強等を促進していきます。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育むため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な相談の実施に努めます。

5 いきいきと働けるしくみをつくる

雇用・就業

障がい者が地域でいきいきと働き、活動することは、工賃による経済的な自立を図るとともに、社会からの孤立や精神的な不安を回避・軽減し、社会のなかでの役割や生きがいを見出すうえでも重要な意義を持っています。

そのため、ハローワーク（公共職業安定所）などと連携して民間事業所での障がい者雇用の促進・障がい者の就業の拡大を図り、就業の定着の向上にも努めるとともに、岡崎市自身の障がい者の雇用・業務の発注・授産製品のPRなどに努めます。

また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実に努めるとともに、障がい者就業・生活支援センターなどと連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

6 健康を維持・増進・回復する

保健・医療・療育

健やかで心豊かに暮らすことは、すべての人の願いです。とりわけ疾病や障がいのある人にとって、それらの影響を軽減したり、健康を維持・増進することは、自分らしく生活するうえでの重要な課題です。また、人生のいずれの時期に障がいを持って、必要な時期に適切な治療や指導・情報提供等が受けられる体制づくりが求められています。

そのため、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、市役所・保健所、岡崎市民病院、岡崎市福祉の村、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園、その他各医療機関等が密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

7 参画できるしくみをつくる

スポーツ・文化・まちづくり

スポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動、まちづくり活動など、地域社会における多様な場に主体的に参加したり、自ら望む場所へ移動し、自由に活動を行うことは、生活をより豊かなものにしていくために、大変重要です。

そのため、障害者自立支援法による外出支援サービスやコミュニケーション支援サービスの充実などを通じて、地域で行われる幅広い活動への参加を促進するとともに、そうした活動を通じて、障がい者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かしていきます。

第3節 3つの重点的な取り組み

本計画では、分野別施策に加え、「岡崎市福祉の村の拠点機能の強化」、「サービスコーディネート力の底上げ」、「災害時要援護者支援体制の強化」の3点を「重点的な取り組み」と位置づけ、市民、関係機関等と連携しながら、分野横断的な推進を図っていきます。

1 岡崎市福祉の村の拠点機能の強化 ~障がい児・者の総合的拠点へ~

背景

岡崎市福祉の村は、昭和55年の開設以来、本市の身体障がい者、知的障がい者、障がい児に対する福祉的就労、生活訓練、機能訓練、地域療育などの日中活動の多機能拠点として、本市障がい者施策の中心的な役割を果たしてきました。しかし、一部施設で、老朽化や、ニーズの増大に伴う狭隘化が進んでいます。

取り組み方向

岡崎市福祉の村は、発達障がい児や医療的ケアの必要な重度障がい者の増加、入所・入院者の地域移行など、今日的な課題に長期的に対応していけるよう、精神障がい者支援機能を含んだ障がい児・者施設として、機能の再編・抜本的強化を図り、若葉学園・めばえの家の利用定員枠の見直し、療育支援体制・訓練機能の強化、精神障がい者支援機能の創設、総合的な相談支援機能の創設、障がい種別に応じたリハビリテーションの場の強化などを進めていきます。

特に、近年、増加傾向にある発達障がい児に対しては、相談・医療施設なども視野に入れて見直し療育支援の体制を整えます。再編・抜本的強化にあたっては、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園、岡崎市民病院をはじめ、地域医療資源との療育・医学的リハビリのネットワークの形成をめざします。

2 サービスコーディネート力の底上げ ~当事者同士の支えあいも~

背景

本市には、約15,000人の障がい者がおり、多数の方が障害者自立支援法によるサービスを利用しています。また、数字では現れない手帳未取得・福祉制度未利用の潜在的な障がい者で、相談にもいけない方が多くいます。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年齢や障がい種別等にかかわらず、身近なところで、必要なときにいつでも気軽に相談でき、関係機関が連携をとりながら、必要な支援サービスを最適にコーディネートする体制が重要です。

取り組み方向

障害者自立支援法上の相談支援事業所を、現在の市内4カ所体制(「社会福祉協議会」、「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」、「生活支援センター山中」、「岡崎自立生活センター ぴあはうす」)から、事業所がない西部、南部、北部地区を含めた市内7カ所体制に拡充し、市役所、保健所、額田支所とともに、身近な地域で支援サービスに関する相談を受け、適切なケアマネジメントが行える体制づくりを進めます。相談支援事業を効果的に実施するため、障がい者自立支援協議会、特別支援教育連携協議会、精神保健福祉ネットワーク会議などの場を通じて、事業者、雇用、教育、医療・保健等の専門職が随時ケース検討を行うとともに、専門職の各種研修の実施などを通じて、コーディネート能力の向上を図っていきます。

加えて、障がい当事者同士の支えあい、相談の場の確立に努めていきます。

3 災害時要援護者支援体制の強化 ~日常での地域支援体制の確立~

背景

岡崎に大きな被害をもたらした「平成20年8月末豪雨」により、災害時要援護者支援の重要性が改めて浮き彫りになりました。本市では、平成19年度から、「地域内での普段からの見守り」を基調に、地域住民に個人情報を開示することにより、災害時の避難援護の支援をしてもらうための台帳整備を進め、平成20年7月現在で、12,070人の対象者中、6,962人が登録を済ませています。

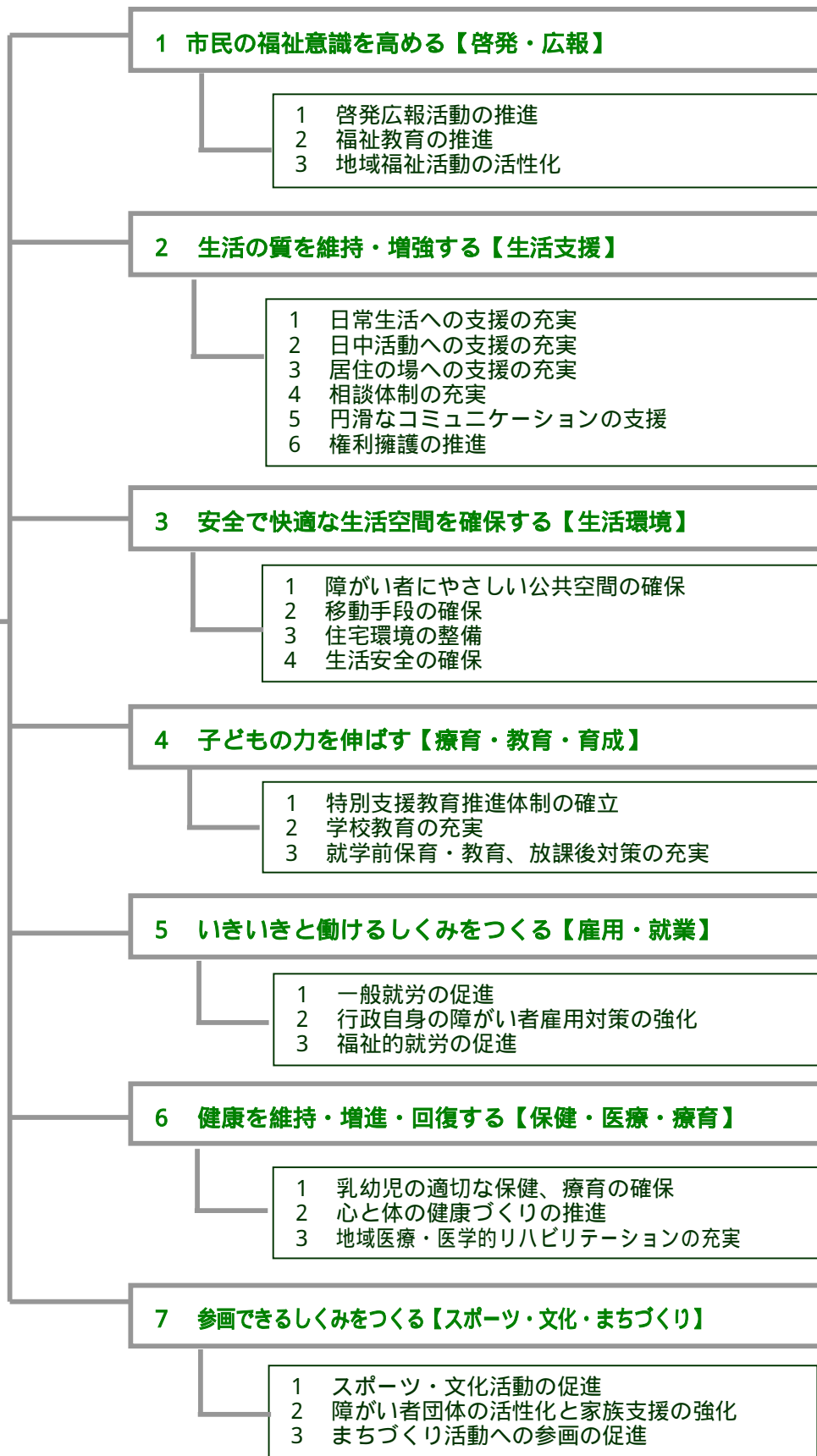
取り組み方向

民生委員・児童委員、防災防犯協会、学区福祉委員会、福祉避難所協定締結施設と連携しながら、障がい当事者の参加も含め、地域内での普段からの見守りと災害時要援護者支援体制の強化を図っていきます。

登録率の向上や、登録要援護者情報の共有・的確な更新、地域支援者による平常期からの見守りネットワークづくりを促進するほか、「平成20年8月末豪雨」の実態を検証し、緊急通報・避難誘導・安否確認の方法や、避難所での対応・外傷後ストレス障害(P T S D)対策など災害発生後の福祉・医療ニーズへの対応方法を各地区で検討・確立していきます。

第4節 施策の体系

支えあ
いと
もに
暮ら
す
いき
いき
岡崎



重点的取り組み

岡崎市福祉の村の拠点機能の強化

サービスコーディネーター力の底上げ

災害時要援護者支援体制の強化

第5節 具体的な数値目標

本計画では、7つの政策目標に対し、具体的な数値目標を定めます。

具体的な数値目標

政策目標	項目	19年度末 実績値	23年度末 目標値	26年度末 目標値	備考	
	市の障がい者施策への満足度	31%	-	40%	障がい者アンケートから	
1 市民の福祉意識を高める	差別・偏見・疎外感を感じた障がい者の割合	41%	-	30%	障がい者アンケートから	
2 生活の質を維持・増強する	ホームヘルプ（居宅介護）の利用延時間	3,788時間 （17カ所）	4,557時間 （20カ所）	5,201時間 （23カ所）	20年3月実績 （延時間/月） （事業所数）	
	ショートステイ（短期入所）の利用延日数	323人日 （8カ所）	395人日 （8カ所）	451人日 （8カ所）	20年3月実績 （延人日/月） （事業所数）	
	生活介護の利用延日数 月利用23日	1,159人日 （5カ所）	8,580人日 （14カ所）	9,791人日 （17カ所）	20年3月実績 （人日/月） （事業所数）	
	旧法通所・入所施設支援 月利用31日	7,791人日 （8カ所）				
	自立訓練（生活訓練）の利用延日数 （宿泊型含む）	0人日 （0カ所）	351人日 （2カ所）	401人日 （2カ所）	20年3月実績 （人日/月） （事業所数）	
	施設入所支援の利用実人数	9人 （0カ所）	202人 （4カ所）	202人 （4カ所）	20年3月実績 （実人/月） （事業所数）	
	旧法入所施設支援	233人 （5カ所）				
	児童デイサービスの利用延日数	703人日 （1カ所） 定員30名	802人日 （1カ所） 定員40名	802人日 （1カ所） 定員40名	20年3月実績 （人日/月） （事業所数）	
	日中一時支援事業の利用延回数 （実績は障がい児以外の事業を含む）	736回 （17カ所）	936回 （23カ所）	1,068回 （26カ所）	20年3月実績 （人・回/月） （事業所数）	
	グループホーム・ケアホームの利用実人数		40人 （10カ所）	75人 （17カ所）	105人 （23カ所）	20年3月実績 （人/月） （カ所数）
		グループホーム	6人	8人	9人	
		ケアホーム	34人	67人	96人	
	相談支援事業委託事業所における相談件数	11,712件 （4カ所）	13,967件 （5カ所）	15,938件 （7カ所）	（件/年） （事業所数）	
	コミュニケーション支援事業の利用延回数		37回	47回	56回	20年3月実績 （回/月）
手話通訳		33回	39回	45回		
要約筆記		4回	8回	11回		

政策目標	項目	19年度末 実績値	23年度末 目標値	26年度末 目標値	備考
3 安全で快適な生活空間を確保する	移動支援事業の利用延時間	1,244時間 (24カ所)	1,420時間 (24カ所)	1,620時間 (24カ所)	20年3月実績 (延時間/月) (事業所数)
	障がい者タクシー料金助成事業の利用実人数	4,414人	5,264人	6,007人	(人/年)
	災害時要援護者登録割合	59%	-	65%	申出数/全対象者数
4 子どもの力を伸ばす	個別の教育支援計画策定率	100% (市管轄の学校で導入)	-	100% (すべての特別支援学校・特別支援学級で導入)	
5 いきいきと働けるしくみをつくる	就労移行支援・就労継続支援の利用延日数	1,294人日 (6カ所)	6,930人日 (16カ所)	7,909人日 (18カ所)	20年3月実績 (人日/月) (事業所数)
	就労移行支援	51人日 (1カ所)	267人日 (4カ所)	305人日 (4カ所)	
	就労継続支援	1,243人日 (5カ所)	6,663人日 (12カ所)	7,604人日 (14カ所)	
	旧法通所・入所施設支援	4,303人日 (8カ所)			
	福祉施設から一般就労への移行人数	18人	24人	48人	実績値は平成18年度からの実数
6 健康を維持・増進・回復する	障がい児・者地域療育等支援事業の療育相談延件数	749件 (1カ所)	893件 (1カ所)	1,019件 (1カ所)	(件/年) (事業所数)
	知的障がい児通園施設数	1カ所 定員35人	1カ所 基本計画策定	1カ所 32年度までに移転新築	岡崎市福祉の村「わかば学園」
	自立支援医療給付費の利用実人数	3,052人	3,534人	4,008人	20年3月実績
	更生医療	398人	475人	542人	
	育成医療	127人	46人	27人	
精神通院医療	2,527人	3,013人	3,439人		
7 参画できるしくみをつくる	障がい者団体数	5団体 (法人0団体)	-	5団体 (法人1団体)	

(事業所数)は市内の事業所数

第4章 分野別施策の展開

第1節 市民の福祉意識を高める【啓発・広報】

1 啓発広報活動の推進

〔現状と課題〕

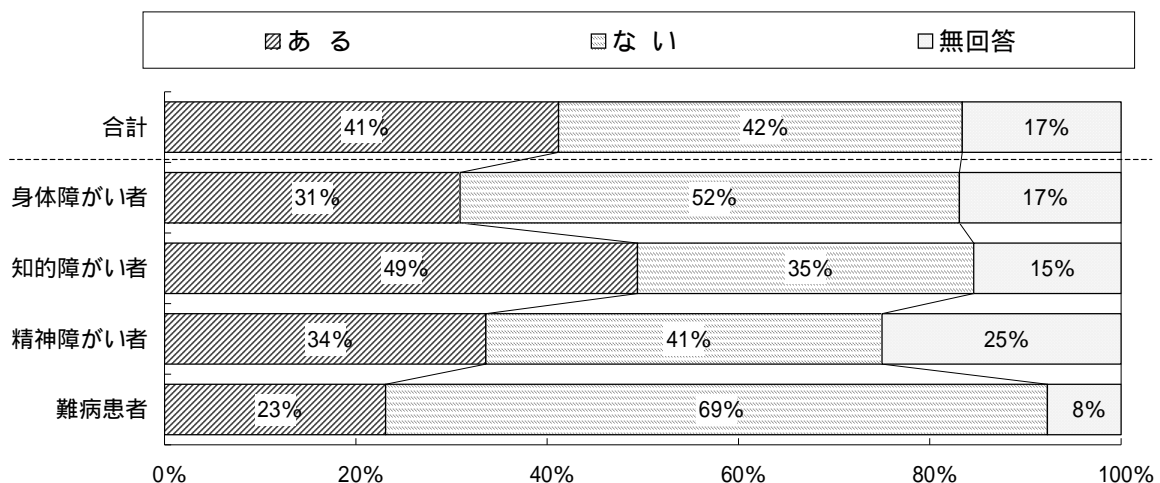
昭和56年の「国際障害者年」とその後の「障害者のための国連10年」を契機として、障がい者福祉についての関心や理解が高まり、ノーマライゼーションの理念も徐々に普及してきました。

平成16年には障害者基本法が改正され、基本的理念の規定に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されるなど、障がい者に対する差別の防止と権利の擁護があらためて明記されました。

しかし、アンケート調査によると、市内の多くの障がい者が、まだまだ、差別や偏見を感じるがあると回答しています。

障がい者への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様なメディアを利用した広報と、様々なふれあい機会の拡充の拡大を図ることが求められます。

〔参考〕ここ数年の間の差別等を感じたことの有無



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

〔施策展開の方向〕

障がい者福祉への理解を深めるために、広報媒体やマスメディア、本などによる間接的な体験と、障がい者とふれあい、話しあうといった直接的な体験の一層の機会拡大に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
広報誌等による啓発活動の推進	・市	市政だよりや各種パンフレット、ホームページなどを活用し、障がい者福祉についての関心や理解の向上を図ります。
地域メディア・マスメディアの活用	・市 ・報道機関等	岡崎市の障がい者福祉についての情報が、FMおかざきやCATVミクスなどの地域メディアや、各種マスメディアで積極的に採り上げられるよう、働きかけていきます。
民間による広報活動への支援	・市民 ・各種団体 ・事業所等	福祉事業所や企業、障がい者団体、市民ボランティアなどが、機関紙やホームページなどを活用し、障がい者福祉について広報していくことを、情報提供や作成技術などの面から支援していきます。
あいさつ・声かけ運動の展開	・市 ・市民 ・関係機関	市役所や社会福祉協議会、幼稚園・保育園、学校、保健・医療・福祉施設が率先しながら、市民あいさつ・声かけ運動を展開します。
行事・イベントでのふれあいの拡大	・市 ・市民 ・関係機関	市内の各種行事・イベントについて、障がいを持つ人と持たない人がともに参画し、楽しめる企画・実施に努めます。 また、障がい者を対象にした行事・イベントへの障がいを持たない人の参加を促進していきます。
公共機関、公共交通機関、医療機関、事業所等職員への障がい者に対する理解の啓発	・市 ・障がい者団体 ・関係機関	公共の場で働く職員をはじめ、障がい者に対する誤解をなくし、障がい者への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう啓発活動を推進します。
「障がい者マーク」理解の啓発	・市 ・市民 ・関係機関	市政だよりや各種パンフレット、市のホームページなどを活用し、「障がい者マーク」を紹介することにより、理解を図ります。

2 福祉教育の推進

〔現状と課題〕

幼稚園・保育園や小中学校では、障がいのある子もいない子どもともに学ぶ保育・教育や、特別支援学校との交流学習・共同学習、障がい者施設との相互交流などを通じて、福祉意識の醸成を図っているほか、官民の各種の生涯学習の場においても、様々な活動を通じて福祉教育が推進されており、それらの一層の継続・拡大が求められています。

また、福祉教育は、福祉に対する基礎的な理解を図るだけでなく、将来、福祉専門職をめざす子どもたちへの進路指導・相談や、専門学校等での福祉人材の育成などにも努めていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

幼稚園・保育園、学校、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携しながら、まちぐるみで生涯にわたる福祉教育を推進します。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
幼稚園・保育園、学校での福祉教育の推進	・市	幼稚園・保育園、学校の各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用しながら、障がい者がかかえる社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。
地域における福祉教育の推進	・市 ・市民 ・社会福祉協議会等	生涯学習の講座や岡崎げんき館市民会議事業、社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象に、障がい者福祉について学習する機会の拡充を図ります。
教職員等の障がい指導力向上	・市	障がいに対する教職員等の知識・技術の向上に努めます。
専門職の育成	・市	岡崎市立看護専門学校での専門教育の充実や、市における福祉系学生の実習等の受け入れの推進などにより、専門職の将来にわたる育成に努めます。
福祉副読本の作成検討	・市 ・社会福祉協議会	小中学校で岡崎市の福祉について体系的に学習するための副読本の作成を検討します。

3 地域福祉活動の活性化

〔現状と課題〕

障がい者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民と障がい者が、日頃から一緒に支え合っていくことが重要です。

本市では、岡崎市ボランティア連絡協議会に加盟する個人や団体のボランティアを中心に、障がい者を支えるボランティアの輪が拡大してきています。今後も、社会福祉協議会などと連携しながら、障がい者へのボランティア活動の活性化・ネットワーク化を図っていくことが求められるとともに、NPO法人格取得の支援など、福祉事業所への発展を促進していくことも求められます。

また、社会福祉協議会では、平成10年から、小学校区ごとに、町内会、民生委員・児童委員、学区社会教育委員会、老人クラブなどの各種団体や地域住民が自主的に地域見守り活動を展開する学区福祉委員会の育成を図っており、平成20年度末現在、50学区のうち46学区に設立されています。

学区福祉委員会の活動は、高齢者や子どもを対象としているところが多くを占めるものの、一部の地区では、障がい者との交流・障がい者の見守りの取り組みを始めており、こうした活動の一層の促進が求められます。

〔施策展開の方向〕

今後も、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図ります。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
地区の助けあい・見守りネットワークの強化	・社会福祉協議会 ・各種団体	学区福祉委員会の育成を図るとともに、障がい者とともに活動の展開を促進し、地区の助けあい・見守りネットワークを強化します。
障がい者支援ボランティアの育成	・社会福祉協議会 ・各種団体	養成講座などにより、ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア相互の連携強化を図ります。
NPOへの支援の強化	・市	情報提供や技術支援などにより、障がい者支援に携わる特定非営利団体のNPO法人格の取得や福祉サービス事業の展開を促進していきます。
災害ボランティアグループの登録制度の推進	・市 ・社会福祉協議会等	災害発生時に、効率・効果的に救助活動を展開するために、災害ボランティアグループ登録制度の推進をしていきます。

第2節 生活の質を維持・増強する【生活支援（福祉）】

1 日常生活への支援の充実

〔現状と課題〕

ホームヘルプやショートステイなど、在宅生活支援サービスは、在宅生活での障がい者本人の生活の質（ＱＯＬ）を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、平成7年からの国の障がい者プランに基づき、本市でも随時、実施・拡充を図ってきたところです。

平成15年度には支援費制度が導入され、身体障がい者、知的障がい者、障がい児のホームヘルプ、ショートステイについて、提供体制の強化（措置制度から契約制度への移行、株式会社、NPO等への規制緩和）が図られ、利用の拡大が進みました。また、精神障がい者のホームヘルプ、ショートステイについても、平成14年度から精神障がい者居宅生活支援事業により、市町村事業としてスタートしています。

平成18年4月から、障害者自立支援法が順次施行され、在宅生活支援サービスは、日常生活用具の給付・貸与、補装具費の支給なども含め同法に基づくサービスとして再編され、精神障がい者の利用が拡大するなど、一定の施策効果が得られていますが、利用者負担の定率化による低所得者の利用減や、事業所の報酬減・人材難などの問題も顕在化している状況です。

一方、岡崎市では、その他の日常生活支援制度として、国や県の制度に基づく年金や手当の支給、税の優遇措置などのほかに、障がい者福祉扶助料や難病患者見舞金の支給など、独自事業も展開しています。今後も、障がい者が地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、こうした制度の適切な運用を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

日常生活を支援する各種サービスの適切な実施に努めます。

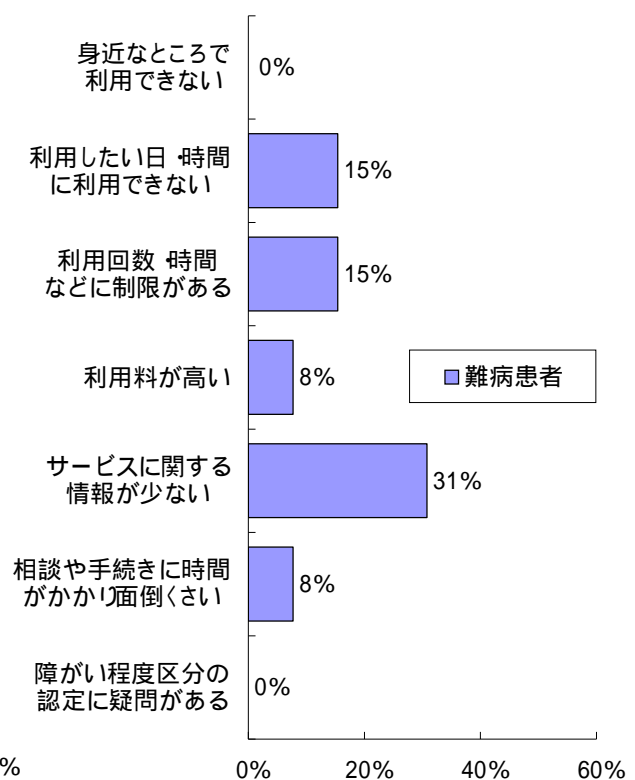
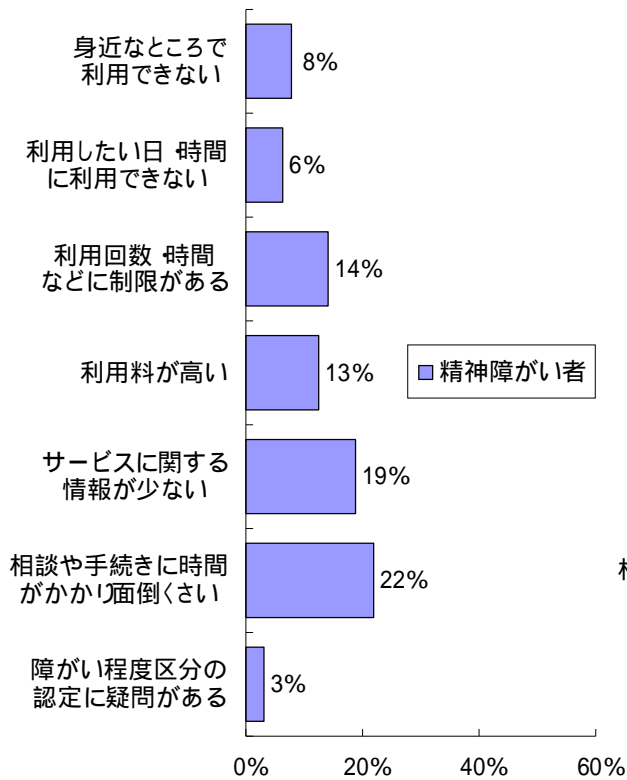
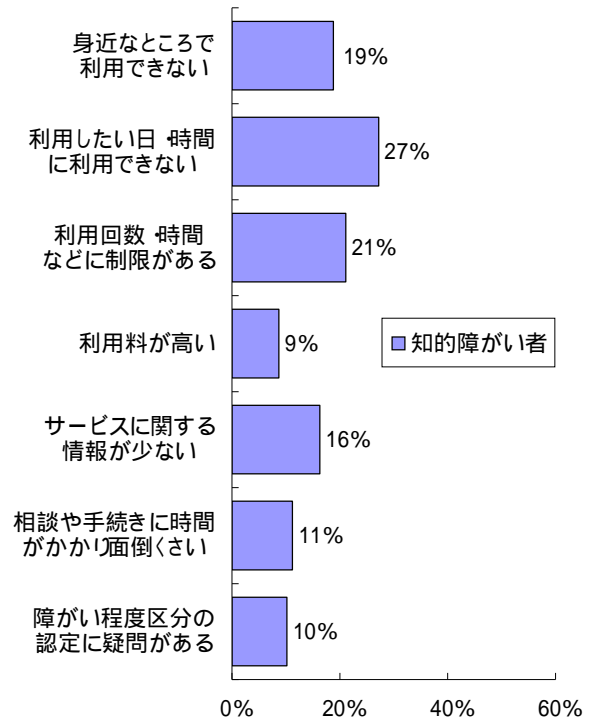
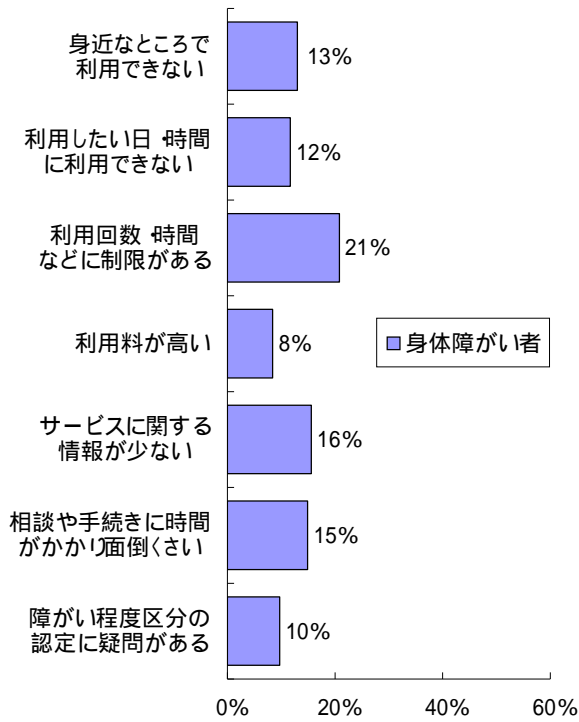
〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
ホームヘルプ（居宅介護）等の推進	・社会福祉協議会 ・事業所等	障害者自立支援法の居宅介護、重度訪問介護、行動援護と、難病患者へのホームヘルプの適切な提供に努めます。障がい者へのサービスに対応できるヘルパーの増強に向け、関係機関の協力を得ながら、研修等の充実に努めます。

施策項目	主な実施主体	施策内容
ショートステイ（短期入所）の推進	・事業所	障害者自立支援法のショートステイを推進します。不足する重度肢体不自由者、医療的ケアの必要な方などの受け皿の確保に努めます。
補装具費の支給	・市	障害者自立支援法の補装具購入・修理費用支給の適切な提供に努めます。
日常生活用具費の支給	・市	障害者自立支援法の地域生活支援事業と、難病患者居宅生活支援事業（特定疾患・小児慢性特定疾患）による、日常生活用具費支給を推進します。障がい者のニーズや製造技術の進展にあわせ、メニューの更新を随時進めます。
訪問入浴サービスの推進	・事業所	障害者自立支援法の地域生活支援事業を活用し、在宅重度障がい者等へ訪問入浴サービスの提供を進めます。
生活サポート事業の継続	・事業所	障がい程度区分が非該当であるものの、家事援助等の支援が必要な方へ、障害者自立支援法の地域生活支援事業を活用し、生活サポート事業によるサービスを提供していきます。
障がい年金支給の推進	・国	国民年金の障がい基礎年金、厚生年金の障がい厚生年金など、国の制度に基づく年金の適切な支給を推進します。
心身障がい者扶養共済制度の推進	・県	保護者に万が一（死亡・重度障がい）のことがあった場合、障がい者に年金を終身支給する愛知県心身障がい者扶養共済制度の利用推進を図ります。
障がい者福祉扶助料の支給	・市	市による経済的支援である岡崎市心身障がい者福祉扶助料の適切な支給に努めます。
手当の支給	・市	国や県の法制度に基づき、所得保障として年金制度を補完する特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当（経過措置分）、特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障がい者手当の適切な支給に努めます。
遺児手当の支給	・市	父または母が重度障がい者の場合、両親若しくは父または母がいない場合に支給する遺児手当については、市独自事業を引き続き推進していくとともに、県事業分の適切な支給に努めます。

施策項目	主な実施主体	施策内容
難病患者見舞金の支給	・市	障がいにより生ずる特別な負担を軽減するため、市による経済的支援である難病患者見舞金支給を引き続き推進します。
税制上の特別措置の実施	・市	<p>国の法制度に基づき所得税、住民税の障がい者控除等を適切に実施します。</p> <p>自動車取得税・自動車税の適切な利用促進に努めます。</p>
利用料等の特別措置の実施	・市 ・交通機関 ・民間企業等	<p>公共交通運賃や公共施設入園料、NHK受信料、携帯電話使用料等の割引制度の利用促進に努めます。特に、精神障がい者については、割引制度の確立を県と協力し関係機関に要望していきます。</p> <p>市の実施施設については、実施を継続していくとともに、対象の拡大等を随時検討していきます。</p>
事業所等職員の育成、質の向上	・市 ・事業所	相談・支援・介護等に携わる職員の技術・質の向上及び育成を図るため、研修の実施に取り組みます。

〔参考〕生活支援の制度・サービスで不満に思うこと（回答者全体の上位7位まで表記）



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

2 日中活動への支援の充実

〔現状と課題〕

日中活動の場は、障がい者の心身のケアや、生活リハビリ、社会参加、そして家族等の介護負担の軽減などのために重要です。

本市には、福祉的就労の場や児童デイサービス・療育の場のほか、平成20年10月現在、障害者自立支援法の生活介護を提供する「愛恵ワークス」、「舞木ワークス」、「ぱれっと」、「よつば」、「おてつだい」、「サン・ワーク藤川」、「にじの家」、「希望苑」、障害者自立支援法の地域活動支援センターである「友愛の家」、「生活支援センター山中」、旧法上の知的障がい者通所更生施設があります。また、旧法上の入所施設で入所者を対象とした日中活動が行われるとともに、旧法上の入所施設の一部や日中一時支援事業所において、障害者自立支援法の日中一時支援事業が実施されています。

こうした日中活動の場については、今後、養護学校卒業生や、長期入院後の精神障がい者などの需要が高まることが予想されることもあり、一層の充実が求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者の心身のケアや、生活リハビリなどを行う「日中活動の場」の充実に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
日中活動の場の充実	・市 ・事業所等	利用者ニーズと事業所の意向を尊重しながら、コミュニケーションの支援もふまえた日中活動の場の充実と利用の促進を図ります。
新体系サービスへの移行、適切な事業展開の促進	・事業所等	「生活介護」、「療養介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「児童デイサービス」、「地域活動支援センター」など、新体系サービスへの移行と法に基づく適切な事業展開を促進します。
日中一時支援事業の推進	・事業所	家族の就労支援や一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保し、充実を図ります。
精神科デイケアの開設の提案	・医療機関等	精神障がい者の日中活動の場として、生活指導や医療的ケアを行う精神科デイケア施設の市内での開設を働きかけていきます。

3 居住の場への支援の充実

〔現状と課題〕

平成20年10月現在、本市の障がい者の公的な居住の場は、旧法上の知的障がい者入所更生施設として「藤花荘」、「第二藤花荘」、「愛知県藤川寮」、「額田の村」の4施設が、生活訓練施設として知的障がい者通勤寮「こいざわ」、精神障がい者援護寮「あい」が、グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）10施設があるほか、盲児施設「米山寮」があります。

障害者自立支援法では、在宅移行を政策誘導していくために、これまでの入所療護・授産・更生施設は、日中活動と住まい（夜）が制度上明確に分離され、「施設入所支援」として住まいの部分が介護給付となり、障がい程度区分による入所継続の要件も課されました。

入所施設の新体系サービスへの移行については、平成23年度までの猶予措置がありますが、障がい者の地域移行の促進を図る上から、速やかな新体系への移行が求められます。

また、グループホーム・ケアホームなど、障がい者の地域移行の基盤の拡大を促進していくことも求められます。

〔施策展開の方向〕

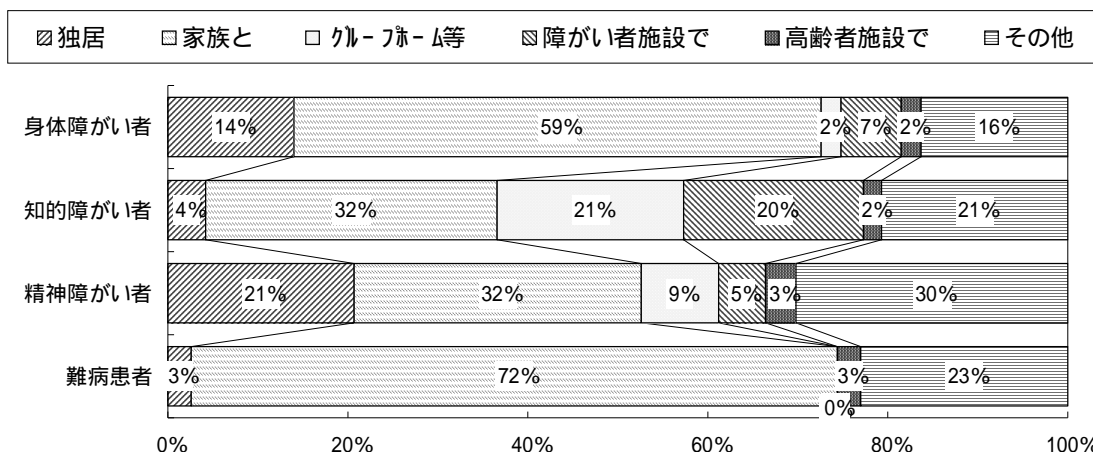
利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施と、新体系サービスへの円滑な移行、需要にあわせた施設の新設などを促進していきます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
居住の場の充実	・市 ・事業所等	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実と利用の促進を図ります。そのために、生活施設の整備に関する支援を進めていきます。
新体系サービスへの移行、適切な事業展開の促進	・事業所等	新体系サービスである「施設入所支援」、「ケアホーム」、「グループホーム」等への移行と法に基づく適切な事業展開を促進します。
宿泊訓練による生活リハビリ機能の強化	・事業所等	通勤寮「こいざわ」・援護寮「あい」などでの生活リハビリの充実を促進していきます。
障がい者自立生活訓練事業の推進	・事業所等	障害者自立支援法の地域生活支援事業として、「みのりの家」における障がい者自立生活訓練事業を推進します。

施策項目	主な実施主体	施策内容
重度の障がい者に対する居住の場の充実	・市 ・事業所等	岡崎市福祉の村の再編を含め、重度の障がい者を受入可能なケアホームの充実を促進します。
新規参入事業者への支援	・市 ・事業者等	事業者に対して、土地や建物の賃借料などの補助を行い、新規参入等を支援していきます。

〔参考〕将来の希望の暮らし方



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

4 相談体制の充実

〔現状と課題〕

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本市では市役所・保健所が、身体・知的障がい者、精神障がい者、難病患者、発達障がい児・者などの第一義的な相談窓口となるとともに、平成20年10月現在、「社会福祉協議会」、「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」、「生活支援センター山中」、「岡崎自立生活センター ぴあはうす」の4カ所が障害者自立支援法の指定相談支援事業所の指定を受けサービス利用計画を作成し、合わせて市の相談支援事業の委託事業所としても、生活支援サービスの相談やコーディネート等を行っています。そのほか、広域でより専門的な相談を行う機関として「西三河福祉相談センター」や「ハローワーク岡崎（岡崎公共職業安定所）」、「西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪」などがあるほか、障がい者相談員や民生委員・児童委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

岡崎市内だけでなく、愛知県の相談機関等をはじめ各相談機関と密接に連携しながら、利用者本位の相談を実施していくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
市による相談の適切な実施	・市	市役所・保健所が障がい者支援の第一義的な窓口となるとともに、市役所庁内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めていきます。手話、筆談や絵記号の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。 精神保健福祉相談員、社会福祉士、保健師などによる相談も充実していきます。
相談支援事業委託事業所による相談支援の適切な実施	・市 ・委託事業所	市からの適切な情報提供や障がい者自立支援協議会での協議を通じ、相談支援事業の質の向上を図ります。 また、充足していない西・南・北地域への新規事業所参入など、量的拡大を図ります。
指定相談支援事業所による相談支援の提供推進	・県 ・指定相談支援事業所	障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供、連絡調整を行ったり、障がい者などの意向を勘案したうえでサービス利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行うよう推進します。
障がい者相談員の充実	・市	身体・知的障がい者相談員により、気軽に相談が受けられるよう引き続き充実に努めます。 精神障がい者に対しては、精神科医師をはじめ精神保健福祉相談員、保健師により、気軽に相談が受けられるよう引き続き充実に努めます。
各相談機関の充実とネットワーク化の促進	・市 ・相談機関	各相談機関では、様々な状況の障がい者が気軽に相談が受けられるよう体制の充実を促進するとともに、障がい者自立支援協議会の開催等を通じて、ネットワーク化を図ります。

5 円滑なコミュニケーションの支援

〔現状と課題〕

視覚、聴覚、音声・言語機能などに障がいのある人が日常生活をおくり、社会参加を進めるうえで、コミュニケーションに対する支援は必要不可欠なものです。今後とも、手話通訳者等・要約筆記奉仕員の派遣などの充実を図り、障がい者の状況に応じたきめ細やかな対応を図っていくことが求められています。

〔施策展開の方向〕

各種事業を活用し、円滑なコミュニケーションの支援を図ります。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
情報・意思疎通支援用具の利用促進	・市	地域生活支援事業の日常生活用具費支給事業等により、情報・意思疎通支援用具の利用を促進します。
手話通訳者等・要約筆記奉仕員の活用 「等」には手話通訳奉仕員などを含む	・市 ・社会福祉協議会	地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業による手話通訳者等・要約筆記奉仕員の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図ります。
手話通訳者等・要約筆記奉仕員の養成	・社会福祉協議会 ・関係機関等	社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、手話通訳者等・要約筆記奉仕員の養成に努めます。
市政の情報バリアフリー化の推進	・市	市役所に配置している手話通訳者の周知、筆談対応の活用促進に努めます。また、発行物の点字・FAX番号表記、音訳化・大活字化等、多様な情報入手方法の提供に努めます。
点字・声の広報等発行事業の推進	・社会福祉協議会	地域生活支援事業の点字・声の広報等発行事業の推進に努めます。
緊急医療カードの活用	・市	精神障がい者、難病患者が救急時に自分の意思を明確に伝えることができるよう、緊急医療カードの活用促進に努めます。
外出時緊急通報サービス助成の推進	・市	聴覚・音声・言語機能障がい者が外出中の救急時に119番通報できるGPS機能付携帯電話の利用助成を推進します。
手話・テロップ挿入の促進	・報道機関等	CATVミクス等による、手話・テロップ挿入による聴覚障がい者に配慮した番組づくりを促進します。

6 権利擁護の推進

〔現状と課題〕

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、身の回りのことや金銭管理ができない、といったケースへの対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障がい者の権利擁護の強化が求められています。

障がい者の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」(平成19年度に「地域福祉権利擁護事業」から名称変更)と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。

アンケートでは、特に、知的障がい者や精神障がい者の本人・家族に、大変高い利用ニーズが表れています。

こうした制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

日常生活自立支援事業・成年後見制度

区 分	内 容	
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1) 法定後見 (判断能力の不十分な方の程度に応じて選択)	後見 : ほとんど判断出来ない人が対象 保佐 : 判断能力が著しく不十分な人が対象 補助 : 判断能力が不十分な人が対象
	(2) 任意後見 (本人が判断能力が十分にあるうちに、将来に備えて決めておく)	

〔施策展開の方向〕

各種制度・事業を活用し、障がい者の権利擁護に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
日常生活自立支援事業の活用	・社会福祉協議会 ・A J U 自立の家等	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。
成年後見制度の活用、法人後見の活用	・市 ・名古屋家庭裁判所岡崎支部 ・岡崎合同公証役場 ・福祉事業団等	関係機関と連携しながら、制度の周知や「市長による家庭裁判所への手続き申し立て制度」の活用を図ります。 成年後見制度の悪用、濫用の防止について働きかけます。 また、法人後見についても活用を促します。

施策項目	主な実施主体	施策内容
サービス実施の際の権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価機関 ・県社会福祉協議会 	<p>第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。</p>
虐待等の防止ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・相談支援事業所等 	<p>家庭・地域での虐待や金銭詐取などに対して、地域自立支援協議会を中心に、防止ネットワークの強化に努めます。</p>

第3節 安全で快適な生活空間を確保する【生活環境】

1 障がい者にやさしい公共空間の確保

〔現状と課題〕

駅や道路、公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すり等の設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みは急速に進んでいます。本市においても、可能な限り、そうした視点に立った取り組みに努めており、バリアフリーの計画に基づき建築した市役所東庁舎は、平成19年度に「愛知県人にやさしい街づくり特別賞」を拝受しています。

しかし、「ユニバーサルデザイン政策大綱」(平成17年7月 国土交通省)によると、これまでのわが国のバリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みは、高齢者や身体障がい者への対応に偏重し、知的障がい者、精神障がい者、外国人、子ども、親子連れなど多様な利用者の想定が不十分であることや、施設ごとに取り組みが断絶していることなどの課題があると指摘されています。

そのため、18年12月には、公共公益施設についての「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」も施行されています。

また、愛知県は「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、市は「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」により人にやさしい街づくりを推進しています。

こうした理念や法制度を尊重しながら、また、市民の声を生かしながら、障がい者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めていくことが求められています。

〔施策展開の方向〕

ニーズを丁寧につかみ、障がい者にやさしい公共空間の確保に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	・市 ・県 ・国	道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めます。直接障がい者の意見を聞き、障がい者とともに考え、整備計画に反映させていきます。
民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	・市民 ・民間企業等	駅や商業ビルなど、民間公益施設についても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

2 移動手段の確保

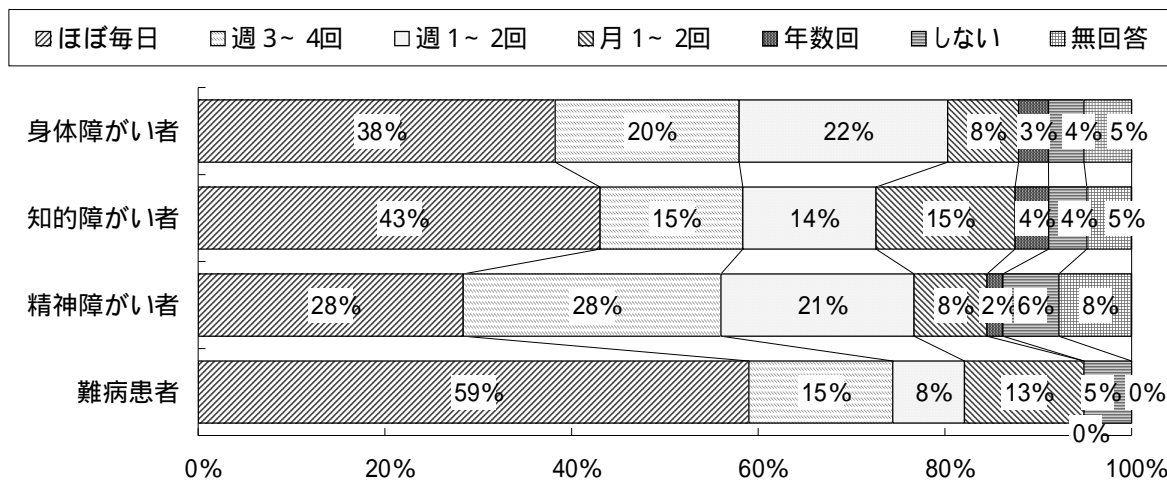
〔現状と課題〕

鉄道、バス、タクシーなど、公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面において、障がい者のニーズにあった配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、障害者自立支援法の自立支援給付により、「ホームヘルプ（居宅介護）での通院介助」や、「知的・精神障がい者への行動援護」が行われているほか、障害者自立支援法の地域生活支援事業により、社会参加等のための外出支援である「移動支援事業」も行われています。

さらに、経済的支援として、障害者自立支援法の地域生活支援事業により、障がい者タクシー料金助成や自動車運転免許取得費助成、身体障がい者自動車改造助成を行うとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。しかしながら、精神障がい者については利用できない状況です。障がい者の社会参加を促進するため、関係職員の理解を得ながら、こうした制度の確立、一層の活用が求められます。

〔参考〕外出の頻度



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者＝314人、知的障がい者＝589人、精神障がい者＝116人、難病患者＝39人）

〔施策展開の方向〕

公共交通機関の充実や交通安全対策の推進を図るとともに、各種外出サービスの充実に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
公共交通機関の充実	・交通機関	公共交通機関については、バリアフリー化、安全対策の充実などを要請していきます。
交通安全対策の推進	・市 ・警察 ・各種団体等	歩道やガードレール、点字ブロックなど交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。
各種外出支援サービスの充実	・事業所等	外出支援については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の「行動援護」や居宅介護における「通院介助」、地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。行動援護の給付費助成による事業所運営支援を引き続き実施していきます。
外出に関する経済的支援制度の活用	・市 ・県 ・国	外出に関する経済的支援制度として、岡崎市障がい者タクシー料金助成事業や自動車運転免許取得費助成事業、身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金」の割引制度の利用を促進していきます。特に、精神障がい者については、割引制度の確立を県と協力し関係機関に要望していきます。
「まちバス」岡崎市コミュニティバスの利用促進	・市 ・交通機関	障がい者の外出時の交通手段として、「まちなかでの足」として利用してもらえるように「まちバス」の利用促進に努めます。

3 住宅環境の整備

〔現状と課題〕

障がい者が地域で安心して日常生活をおくるためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。特に「施設入所や長期入院から地域生活へ」という障がい者施策の流れや、障がい者を介助・支援する家族の高齢化が進むなかで、地域において障がい者が安全で快適に暮らせる住宅に対する需要が年々高まっています。

障がい者の居住に配慮した様々な住まいの整備・拡充に取り組んでいくことが求められるとともに、家主の偏見などにより、障がい者が住宅賃貸に困難をきたすことがないように、支援していくことも重要です。

〔施策展開の方向〕

地域で安心して暮らしていくために、住宅環境の整備に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
住宅改修費助成事業の利用促進	・市 ・民間企業等	岡崎市住宅改修費助成事業の他、介護保険制度や地域生活支援事業による住宅改修費の助成事業などの利用を促進し、手すりの設置や段差解消等により在宅生活を支援します。
公営住宅のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	・市 ・県	公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサルデザインの適用に努めます。
市営住宅への入居の促進	・市	車いす利用者専用の市営住宅の整備や、障がい者のいる世帯への家賃減額措置、障がい者への1・2階の優先入居などを継続実施し、障がい者の市営住宅への入居促進に努めます。また、市営住宅を活用したグループホームなどについて検討を進めます。
居住サポート事業・あんしん賃貸支援事業の推進	・居住支援事業所 ・民間企業等	障がい者等の地域生活を支援するため、住居や保証人の紹介支援を行う「居住サポート事業」、障がい者等の入居を拒まない家主等の登録などを行う「あんしん賃貸支援事業」の一体的な事業展開を推進します。

4 生活安全の確保

〔現状と課題〕

阪神・淡路大震災以降、障がい者など災害時要援護者対策の重要性が、わが国全体で大きな課題となっています。特に大規模災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人々の連携が日頃からいかに確立されているかという点に大きく左右されます。

このため、民生委員・児童委員など、障がい者の日常生活の様子をよく理解している人を中心として、日常的な地域のふれあいや支えあいを一層推進し、平常時からの見守り・安否確認の仕組みを確立させていくことが課題であるといえます。また、災害発生後の相談体制を迅速に整え、障がい者のおかれている個々の事情に応じた適切な支援を図ることが求められています。

一方、近年、障がい者や高齢者等を対象とする犯罪被害が全国的に増加しています。悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みを充実することが重要です。

〔施策展開の方向〕

障がい者の生活安全の確保に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
安心・安全のネットワークづくりの推進	・市 ・社会福祉協議会 ・学区福祉委員会等	障がい者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。
地域防災体制の充実	・市 ・消防団 ・防災防犯協会等	関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、障がい者施設等での防災対策の強化を促進するとともに、在宅の災害時要援護者については、災害時要援護者支援制度の強化により、一人ひとり、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。
地域防犯体制の充実	・市 ・県 ・警察 ・防災防犯協会等	防犯知識の周知、悪質商法等の消費者被害防止、市・県の消費生活相談室の周知など情報提供に努めます。障がい者を含め、地域における防犯活動を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。
家具転倒防止金具取付の推進	・市	災害時要援護者世帯における家具転倒防止金具取付を推進していきます。

第4節 子どもの力を伸ばす【療育・教育・育成】

1 特別支援教育推進体制の確立

〔現状と課題〕

障がいのある子どもたちへの教育の考え方は近年大きく変わり、平成18年6月に国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」などに基づき、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障がいの重度・重複化等に適切に対応し、教育や療育に特別のニーズのある子を含め、障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと制度が転換されました。

また、特別支援教育では、それまでの盲・聾・養護学校（「特別支援学校」として制度的に統合）特殊学級（「特別支援学級」に呼称を変更）通級による指導に加えて、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など軽度発達障がいのある児童生徒についても対象として位置づけられました。

本市では、法制化に先立ち、平成16年度から特別支援教育についての教職員研修等を、平成17年度から関係機関による特別支援教育連携協議会を、平成18年度からは大学教員や臨床心理士が小中学校を訪問する「特別支援教育体制推進事業」をそれぞれ開始しました。平成19年度時点で各小中学校で1人以上ずつの「個別の教育支援計画」の作成を手がけ、平成20年度現在、すべての市立小中学校に特別支援教育コーディネーターの配置、校内支援委員会の設置を終えたところです。

今後も、地域の特別支援学校等と連携しながら、こうした取り組みを推進していくことが求められます。

障がい児支援に関し国では、障がいの早期発見・早期対応策、就学前の支援策、学齢期・青年期の支援策、ライフステージを通じた相談支援の方策、家族支援の方策、入所施設の在り方を検討しています。療育を早い時期から行い、学校教育の場へ繋げ、さらに先へと取り組みを充実させることが課題となっています。

〔施策展開の方向〕

各特別支援学校と地域の小中学校が連携しながら、特別支援教育の推進体制の確立を図ります。

障がい児支援については、国の動向を考慮し、推進していきます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
特別支援学校の充実	・県 ・国	岡崎盲学校、岡崎聾学校、岡崎養護学校、愛知教育大学附属養護学校、みあい養護学校の教育・指導内容、施設・設備等の一層の充実を県に要望していきます。
特別支援学校による地域支援の強化	・県 ・国	特別支援学校（盲・聾・養護学校）による地域の発達障がい児等への支援の充実を要望していきます。
障がい児支援の推進	・市 ・県 ・国	子どもの将来の自立にむけた発達支援、子どものライフステージに応じた一貫した支援、家族を含めたトータルな支援、できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援に重点を置き、国の施策を推進していきます。

2 学校教育の充実

〔現状と課題〕

本市には、小学校が51校（国立1、市立50）、中学校が22校（国立1、市立19、私立2）、高校が11校（県立7、私立4）、大学・短大が5校（いずれも私立）、特別支援学校（盲・聾・養護学校）が4校（国立1、県立3、平成21年度県立1増加）あり、平成20年5月現在、特別支援学級児童・生徒数は、小学生が221人、中学生が129人で、特別支援学校の児童・生徒数は約480人となっています。

各学校では、教職員の資質向上や施設のバリアフリー化などにより、今後も、障がいや発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れていくことが求められるとともに、一人ひとりの可能性を尊重した進路相談・指導を一層推進していくことが重要です。

〔施策展開の方向〕

地域の小中学校で、支援が必要な児童・生徒への適切な特別支援教育の推進に努めるとともに、高校や専門学校、大学等での障がい児・者の受け入れ体制の充実を働きかけていきます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
適切な就学指導・相談の確保	・市	保育・保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な就学指導・相談の実施に努めます。
特別支援教育の推進	・市	「特別支援教育コーディネーター」を中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。
「個別の教育支援計画」等に基づく支援の推進	・市	支援が必要な児童・生徒に対して、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を作成し、多面的な支援にあたります。
学校の施設・設備の充実	・市	学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。

施策項目	主な実施主体	施策内容
高校や専門学校等の受け入れ体制の充実	・高校 ・専門学校等	高校等についても、市立中学校生徒が進学を希望する場合にバリアフリーの状況などで確認・調整を図るなど、障がい児・者の積極的な受け入れを要望していきます。
就学奨励金等の利用促進	・市	本市の独自事業である「岡崎市心身障がい高校生奨学金及び入学準備金」や、専修・各種学校在学生に対する「岡崎市心身障がい者技能習得奨励金」、特別支援学校在学生に対する「岡崎市就学奨励金」の利用促進に努めます。

3 就学前保育・教育、放課後対策の充実

〔現状と課題〕

本市には、幼稚園が24園（市立3、私立21）、保育園53園（市立35、私立18）、放課後児童クラブ（小学3年生まで）が37カ所（市営30、民営7）あり、平成20年4月の保育園での障がい児受け入れ数は147人、同年5月現在の放課後児童クラブでの障がい児受け入れ数は30人となっています。また、市では、障害者自立支援法による児童デイサービス、日中一時支援事業や、障がい児サマースクール事業を実施しています。

いずれの保育・教育施設においても、障がいや発達の遅れのある児童を可能な限り受け入れ、障がいのある子もない子とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

〔施策展開の方向〕

障がいのある子もない子とともに地域で育てる就学前保育・教育を推進します。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
就学前保育・教育の充実	・幼稚園 ・保育園	支援が必要な乳幼児・児童の受け入れを図るため、教諭や保育士、指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を図ります。
障がい児に対する放課後等活動の場の充実	・市	放課後児童クラブでの支援が必要な児童の受け入れを推進するとともに、日中一時支援事業、障がい児サマースクール事業を引き続き推進していきます。 また、児童デイサービスについても引き続き推進していきます。

第5節 いきいきと働けるしくみをつくる【雇用・就業】

1 一般就労の促進

〔現状と課題〕

平成19年度現在、ハローワーク岡崎（岡崎公共職業安定所）管内のハローワーク経由の就業者数は141人（身体障がい者71人、知的障がい者42人、精神障がい者25人、その他発達障がい者など3人）です。

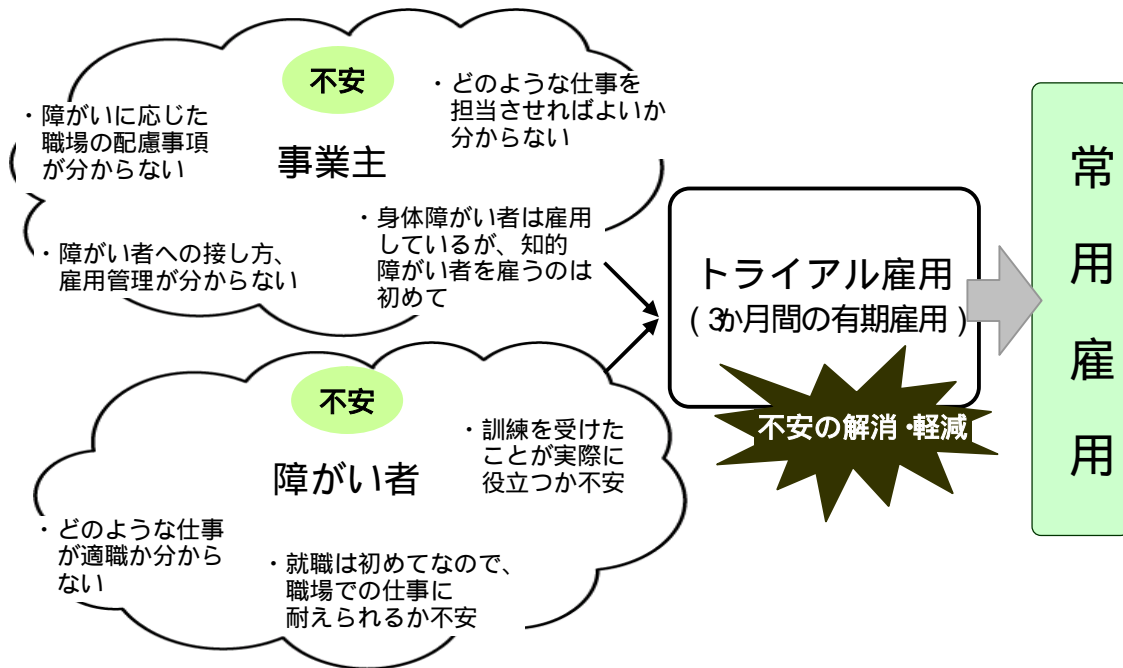
障がい者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就業になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「愛知障害者職業センター」などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

雇用の底上げについては、法定雇用率制度があり、常用労働者数56人以上の民間企業の法定雇用率が1.8%（重度者は週20時間以上の就業で1人分と算定。30時間以上で2人分と算定）であるのに対し、平成18年6月現在で、全国平均は1.52%、愛知県平均は1.45%となっています。

職場適応への支援については、雇用前の「職場適応訓練」（訓練を事業主（職親）に委託）や、試行雇用期間の「トライアル雇用」（奨励金の支給）、人的支援である「職場適応援助者（ジョブコーチ）制度」、正式雇用後の「特定求職者雇用開発助成金」等の支給などがあります。

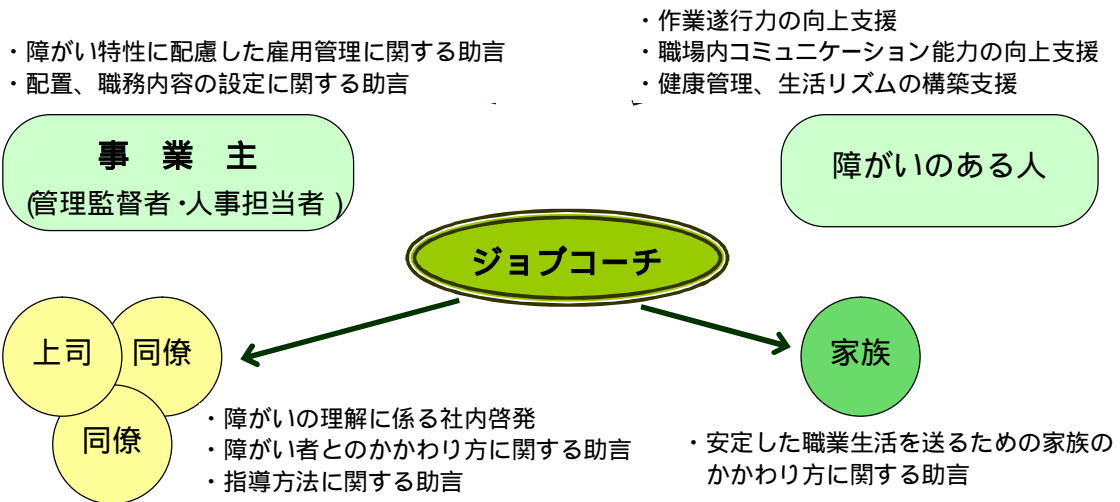
障がい者雇用についての事業所の理解はまだまだ十分とは言えず、こうした各種制度の活用を促進しながら、市内での障がい者雇用を一層強化していくことが求められます。

「トライアル雇用」がめざすもの



資料：内閣府「平成18年版障害者白書」

「ジョブコーチ」の役割



資料：内閣府「平成18年版障害者白書」

〔施策展開の方向〕

ハローワーク（公共職業安定所）等と連携しながら、事業所の理解を得ながら、障がい者の一般就労の促進に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
障がい者雇用への理解と協力の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・ハローワーク ・民間企業等 	<p>県やハローワークなどと連携し、「障がい者雇用促進月間(9月)」を中心に、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者に雇用や就労移行支援等への積極的な協力を要請していきます。</p> <p>また、障がい者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の向上を促進していきます。</p>
一般就労に向けた支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知障害者職業センター ー豊橋分室 ・障がい者就業・生活支援センター 	<p>市内でのジョブコーチの確保や、就業面と生活面の一体的な支援を図る「障がい者就業・生活支援センター」の充実など、支援のための基盤の強化を促進していきます。</p>
自営業や在宅就労の支援、起業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等 	<p>商工会議所や「社団法人 愛知県雇用開発協会」、岡崎盲学校などと連携しながら、相談や情報提供などを通じて、マッサージ業等の自営業や在宅就労の支援や、起業の促進を図ります。</p>
発達障がい者の一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク ・愛知県立岡崎高等技術専門学校 	<p>発達障がい者の障がい特性に応じた職業訓練、就職指導を促進していきます。</p>
ニート対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・NPO法人等 	<p>ニート脱却をめざす若者への個別相談やフォーラムなどを行う岡崎市若年者職業的自立支援事業を推進します。</p>
障がい者自立支援協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市 	<p>障がい者自立支援協議会就労支援専門部会への商工会議所や企業の参加を促し、障がい者の就業の理解・啓発を推進していきます。</p> <p>卒業生の対応についても、就労支援専門部会で情報を共有し合えるようネットワークづくりを推進していきます。</p>

2 行政自身の障がい者雇用対策の強化

〔現状と課題〕

職員数48人以上の地方公共団体の障がい者法定雇用率は、常用労働者の2.1%以上（重度者は週20時間以上の就業で1人分と算定。30時間以上で2人分と算定）となっています。平成20年度現在、市役所で就業する障がい者数は46人で、法定雇用率を達成しており、今後も維持向上に努めていくことが重要です。

市役所をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められることから、引き続き法定雇用率を維持するとともに、市役所関連業務の委託など、積極的な取り組みが必要です。

市役所における障がい者の在職状況

	算定の基礎となる職員数(人)	障がい者数(人)	実雇用率(%)	不足数(人)
岡崎市・岡崎市教育委員会	2,089	46	2.20	0

資料：人事課（平成20年6月現在）

〔施策展開の方向〕

行政自身の障がい者雇用対策の強化に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
市役所の法定雇用率の維持、向上	・市	市役所自身の法定雇用率の維持、向上に努めます。
障がい者が働きやすい環境の整備	・市	障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。
業務委託や製品発注・販売促進等の支援	・市	授産製品の発注や販売促進、新しい商品・サービスの企画・開発への支援、市役所業務の委託などの拡大に努めます。
公共施設における障がい者雇用の場の確保	・市	岡崎市図書館交流プラザLibra（りぶら）など、公共施設における障がい者雇用の場の確保を推進していきます。

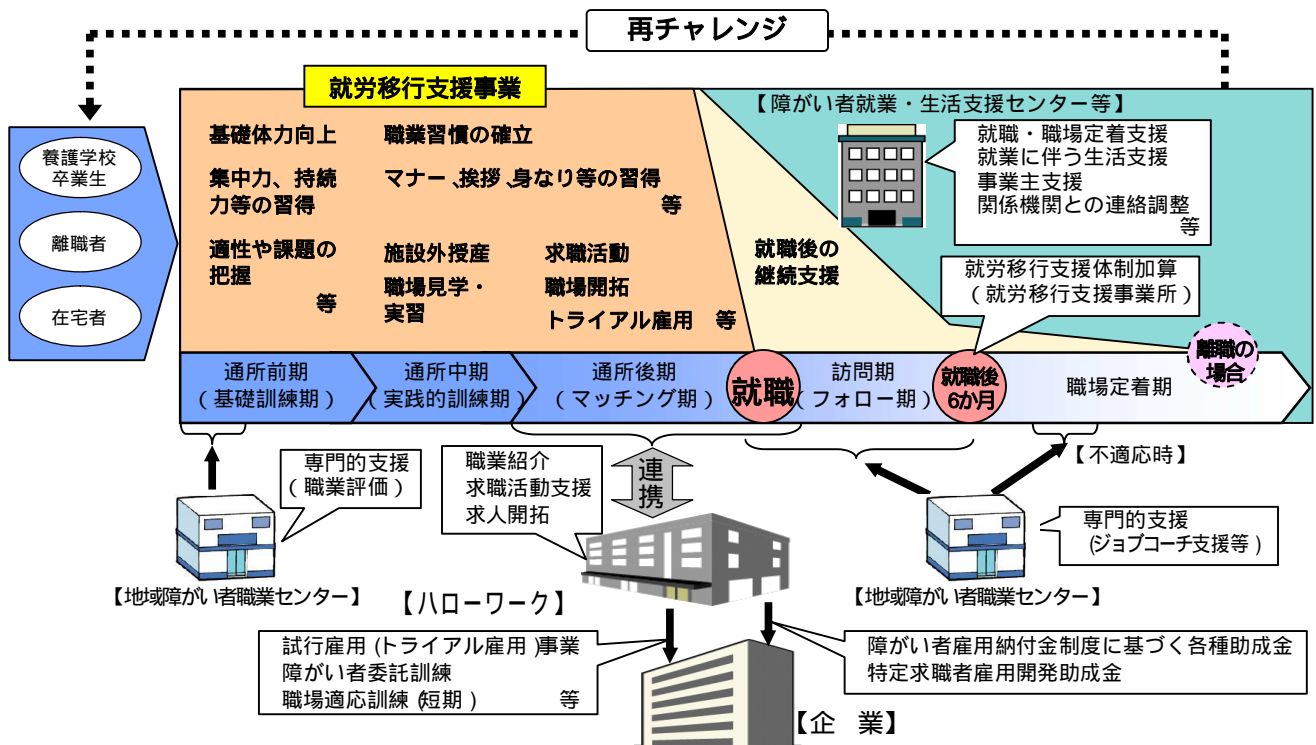
3 福祉的就労の促進

〔現状と課題〕

平成18年10月から、「障害者自立支援法」が本格施行され、従来からの通所・入所授産施設や小規模作業所に加え、「就労移行支援」や「就労継続支援」、「地域活動支援センター事業」といった福祉的就労に関する新しい事業メニューが設立されました。平成20年10月現在、本市には、こうした福祉的就労の場として、障害者自立支援法の就労移行支援・就労継続支援B型の両サービスを実施する「サン・ワーク藤川」、「舞木ワークス」、就労継続支援B型を実施する「愛恵ワークス」、「ステップやまなか」、「ホームワーク板屋」、「ワークスあおい」、「かもみいる」、「おてつだい」、旧法の知的障がい者通所授産施設である「のぞみの家」、「希望の家」、「花の木苑」があります。また、各入所施設の日中活動においても福祉的就労が実施されています。

障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められるとともに、既存の施設の新体系サービスへの移行や、新規参入などを支援していくことが求められます。

就労移行支援事業の枠組み



資料：内閣府「平成18年版障害者白書」

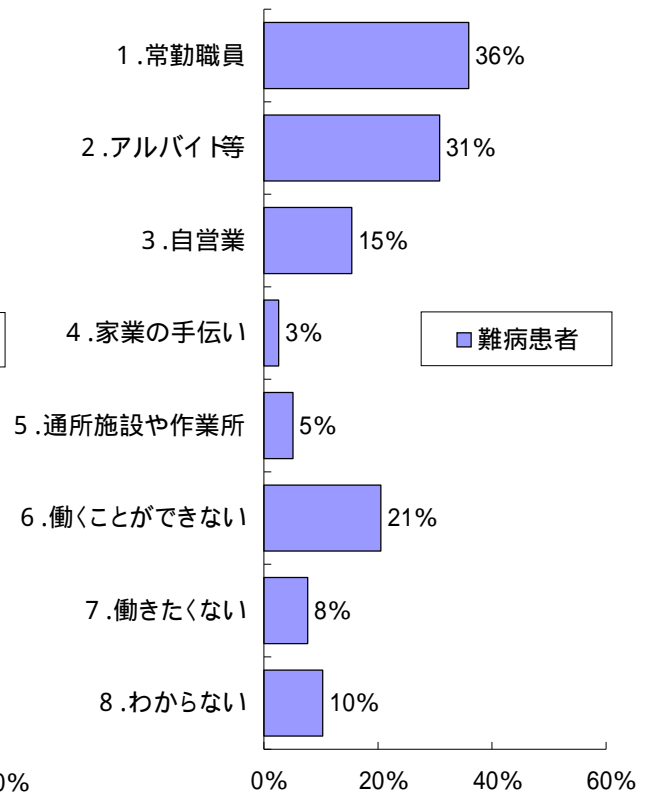
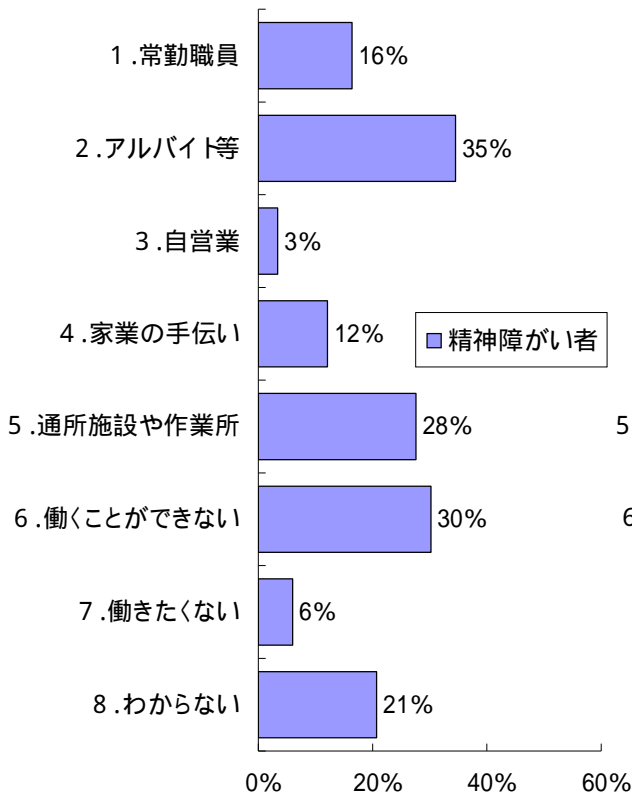
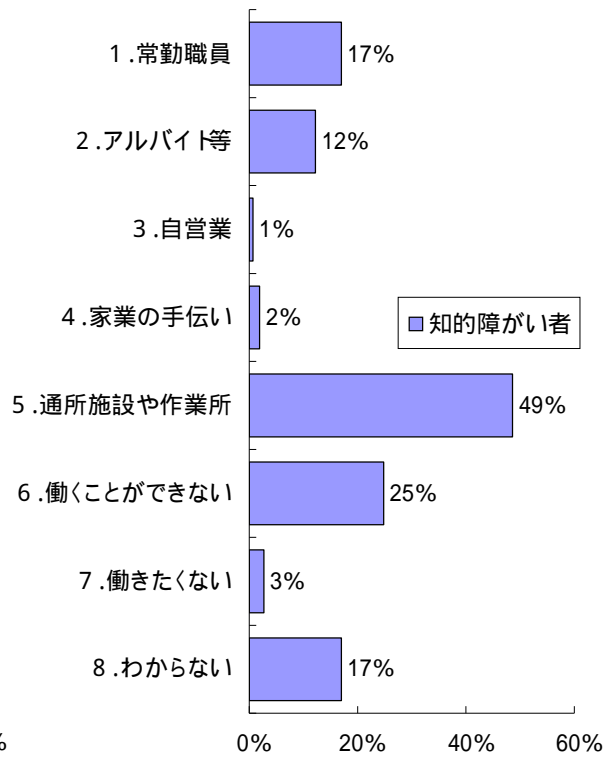
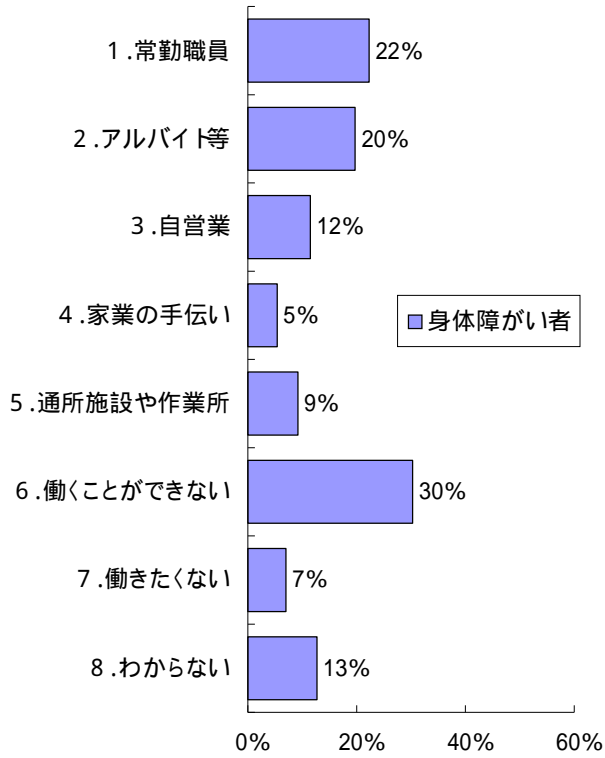
〔施策展開の方向〕

各種福祉団体や事業所等の協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めていきます。

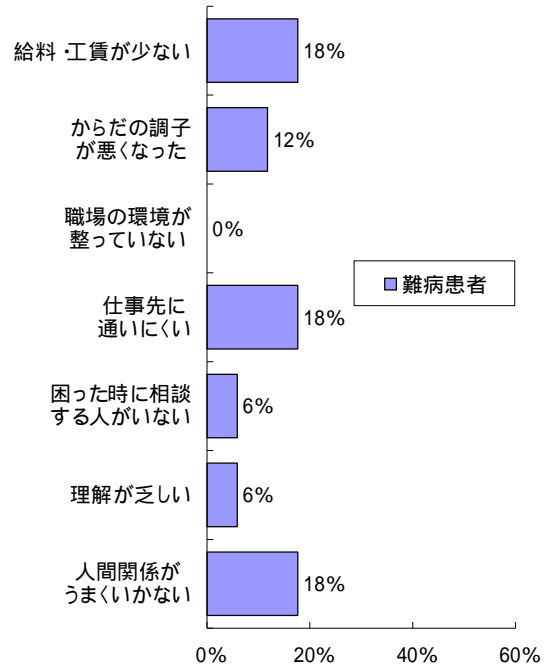
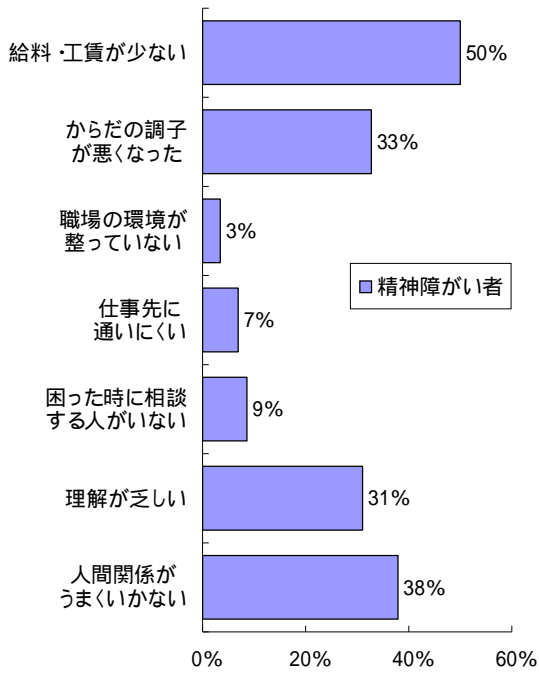
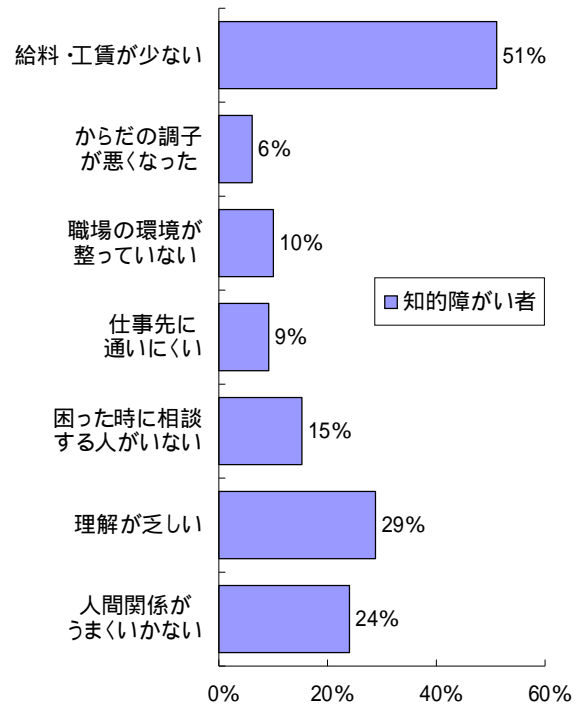
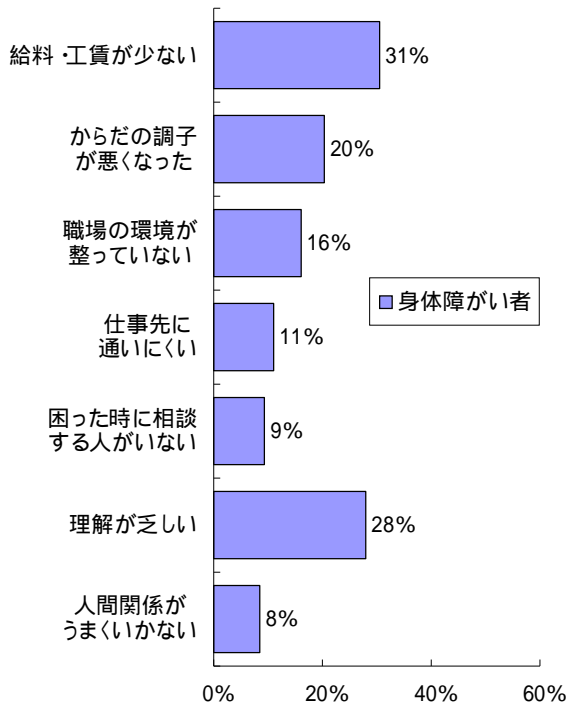
〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
福祉的就労の場への積極的な支援	・市 ・事業所等	障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながっていくよう、既存の施設・作業所だけでなく、新設も含め、相談・助言や遊休施設の貸与、通所授産施設等利用奨励金の支給、施設の整備費・運営費への助成など、支援に努めていきます。
社会適応訓練事業の活性化	・市 ・県	県による精神障がい者社会適応訓練事業（通院患者リハビリテーション事業）の活性化を推進します。 また障がい者の社会適応訓練について、障がい者自立支援協議会の中で話し合い推進していきます。

〔参考〕今後の働き方の希望



〔参考〕仕事で困ったり不満に思うこと（回答者全体の上位7位まで表記）



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者 = 314人、知的障がい者 = 589人、精神障がい者 = 116人、難病患者 = 39人）

第6節 健康を維持・増進・回復する【保健・医療・療育】

1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

〔現状と課題〕

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本市では、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康相談など、母子保健事業を実施するとともに、発育の遅れや障がいなどの心配がある方に対しては、スワンの会やひよこの会・かるがもクラブ・ぷち等の子育て支援の集まりや、幼稚園・保育園をはじめ「めばえの家」(母子通園)、「若葉学園」(子どものみの通園)、「愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園」(医療機能を併設する療育指導)などによる「子ども発達サポートネットワーク」を形成し、適切な訓練・療育や相談支援を進めてきました。

また、幼稚園・保育園においても障がいの「早期発見」を心がけ、気になる子を把握し、その後のフォローにも取り組んでいます。

現在、めばえの家の狭隘化や、若葉学園、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園の施設の老朽化が進むとともに、発達障がい児の増加や支援ニーズの多様化が進んでいることから、今後も、発育発達上の課題が発見されたときから、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある支援が継続的に受けられるよう、療育体制の一層の強化を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

母子保健・子育て支援事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実に図ります。

乳幼児期にしっかりと療育が受けられるよう充実に図るとともに、学齢期へと療育を繋げていく体制づくりを推進します。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
母子保健・子育て支援事業の推進	・市	<p>妊娠期の両親の健康づくりを推進します。新生児・乳幼児に対し、健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など母子保健・子育て支援事業を推進し、早期発見、早期対応を図ります。</p> <p>平成2年度から、虐待など個別ケースへの適切な対応を図る「こんにちは赤ちゃん事業」を新規に実施していきます。また、発達障がい児の早期発見につなげるため、子ども発達サポート事業の内容を充実していきます。</p>
めばえの家の充実	・市 ・福祉事業団	めばえの家の定員増を図り、療育支援体制を整えます。
「子ども発達サポートネットワーク」の強化	・市 ・県	発育の遅れや障がいなどの心配がある子どもたちへの療育・指導を実施し、基本的な生活習慣や生活力の獲得を図ります。保護者に対しても、育て方などについて適切な相談や指導に努めるとともに、保護者どうしの交流の拡大を図ります。
障がい児・者に対する地域療育等支援の推進	・市 ・県	総合的な療育拠点である第二青い鳥学園が、長期療養児の療育指導を充実するとともに、地域の専門職の療育技術の向上等を図り、地域療育力の向上につなげていく障がい児・者地域療育等支援を引き続き推進していきます。
若葉学園の抜本的機能拡充の検討	・市	施設の老朽化や、支援ニーズの多様化等に対応するため、岡崎市福祉の村の在り方も含め、若葉学園の抜本的機能拡充の検討を促進していきます。
重症心身障がい児・者通園事業の検討	・市 ・県	<p>施設の老朽化や、支援ニーズの多様化等に対応するため、第二青い鳥学園を市内で移転新築し、抜本的機能拡充を図るよう県に働きかけていきます。</p> <p>重症心身障がい児・者通園事業も合わせて検討を促進していきます。</p>
保育園等職員の専門知識の向上、養成、コミュニケーション力の向上	・市 ・保育園等	<p>障がい児に対し専門的な知識を持って対応できるよう、発達障がい支援者や発達障がい支援指導者の研修の受講などにより、職員質の向上に努めます。</p> <p>障がい児の保護者に対するコミュニケーション力の向上にも努めます。</p>

2 心と体の健康づくりの推進

〔現状と課題〕

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

市では、疾病予防については、市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業を推進しています。

近年、社会問題となっている不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策なども重点的に推進していくことが求められます。

また、難病患者の療養生活への支援も重要です。

〔施策展開の方向〕

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
疾病や障がいの予防対策の推進	・市 ・市民	各種健（検）診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業を推進し、疾病や障がいの予防を図ります。特に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策を重点的に取り組みます。
障がい者のための健康診査の推進	・市	障がい者のための健康診査、歯科検診を引き続き推進していきます。
メンタルヘルス対策の推進	・市 ・県	講座の開催や専門相談の実施などを通じて、うつやひきこもり・自殺の予防など、メンタルヘルス対策を推進していきます。
難病患者の療養支援の推進	・市	講座の開催や専門相談の実施などを通じて、難病患者の療養支援を推進していきます。

3 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

〔現状と課題〕

障がい者の医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた周産期医療や乳幼児医療、様々な症状の障がい児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高次救急医療などを充実していくことが求められます。

また、「障がい者医療費助成制度」や、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)」の給付等の適切な利用を図っていくことが求められます。

〔施策展開の方向〕

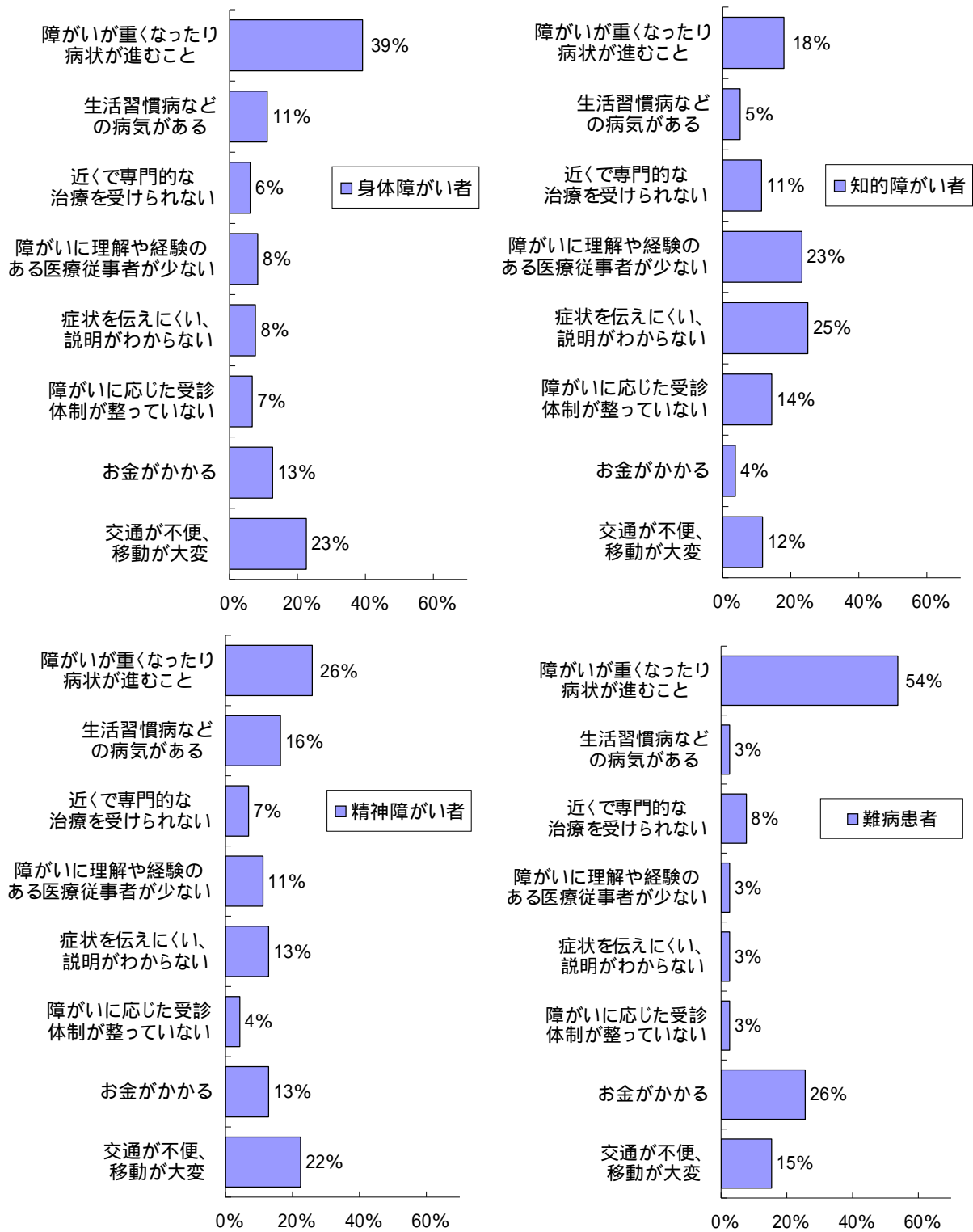
関係機関と協力しながら、障がいの予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。また、医療費負担の軽減を図る事業を推進します。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
「かかりつけ医」の普及	・市 ・医療機関	病院と診療所の役割分担のもと、患者一人ひとりの症状にあった最適な医療が提供されるよう、「かかりつけ医」の普及に努めます。
利用者本位の医療の確立	・市 ・医療機関	岡崎市民病院においては、十分な説明、人権やプライバシーの尊重など、常に患者本位の医療が提供されるよう努めます。 また、民間医療機関についても、医師会等を通じて、利用者への配慮を求めていきます。
岡崎市民病院の充実	・市	岡崎市民病院については、医療従事者への障がい者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、高度医療機器の導入や、医師等の確保、在宅保健医療の一層の展開など、医療体制の充実に努めていきます。
周産期医療・小児医療の充実	・市 ・県 ・医療機関	地域の医療機関の連携により、小児夜間・休日診療の確保など、小児医療の充実を促進します。 また、地域の周産期医療・小児医療の核として、岡崎市民病院の地域周産期母子医療センター機能の強化を県に要望していきます。

施策項目	主な実施主体	施策内容
救急医療体制の充実	・市 ・県 ・医療機関	救急指定病院と消防との緊密な連携のもと、高度医療機器の導入、高規格救急自動車の充実、救急救命士の確保など、救急医療体制の充実を促進します。また、岡崎市民病院の救命救急センター機能の強化を県に要望していきます。 精神障がい者の緊急医療体制については県へ充実を働きかけていきます。
難病医療・療養支援体制の充実	・市 ・県 ・医療機関	地域の医療機関と市・県が協力しながら、早期発見や、継続的治療、在宅支援など、適切な難病医療・療養支援体制の確立に努めていきます。
障がい者歯科の充実	・市 ・歯科医師会 ・医療機関	岡崎歯科総合センターでの障がい者歯科の通年受診体制の整備を促進するとともに、地域の歯科診療所での障がい者へのきめ細かな配慮を求めています。また、幼児期からの歯科疾患予防の重要性の啓蒙に重点を置き取り組みます。
医学的リハビリテーションの充実	・市 ・医療機関	脳血管疾患や骨関節疾患、内部疾患、小児疾患、精神疾患などの疾病や障がいから心身機能の維持・増進・回復を図る医学的リハビリテーションの充実を市内関係医療機関に要望していきます。 また、医学的リハビリテーションのみならず、一人ひとりの心身の状態にあわせて生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る地域リハビリテーションの推進に努めます。
障がい者・難病患者の医療費助成の推進	・市・県・国	医療費自己負担分の助成制度を引き続き推進します。
自立支援医療の給付	・市 ・県 ・国	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の適切な給付に努めます。
小児慢性特定疾患治療研究事業の推進	・市	小児慢性特定疾患治療研究事業による医療費の負担軽減を引き続き推進します。
在宅療養への支援の強化	・市 ・医師会等	在宅歯科往診事業の推進、訪問看護の充実、在宅療養支援診療所等の立地の誘導など、在宅療養への支援の強化に努めます。

〔参考〕保健・医療面で特に困っていること（回答者全体の上位8位まで表記）



資料：「岡崎市障がい者福祉に関するアンケート調査（平成20年7～8月）」（回答者数 身体障がい者 = 314人、知的障がい者 = 589人、精神障がい者 = 116人、難病患者 = 39人）

第7節 参画できるしくみをつくる【スポーツ・文化・まちづくり】

1 スポーツ・文化活動の促進

〔現状と課題〕

障がい者が地域のスポーツ・文化活動に参加することは、障がい者自身の生活の質（ＱＯＬ）の向上や自己実現につながるだけでなく、市民どうしの交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

本市では、障がい者スポーツ大会や障がい者作品展、障がい者健康料理教室など、障がい者を対象とした活動を展開するとともに、生涯学習講座や自主的なグループ活動などで、障がいの有無を問わず楽しめるスポーツ・文化活動が盛んに行われています。

身近な地域での活動・交流の場の充実や施設のバリアフリー化、参加しやすいプログラムづくりなど、障がい者が気軽にスポーツ・文化活動に参加することができる環境づくりが重要です。

〔施策展開の方向〕

障がいの有無にかかわらず市民が多様なスポーツ・文化活動を楽しめるまちづくりを推進します。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
施設・設備等の整備・改善	・市	障がい者が、より気軽に、スポーツ・文化活動に参加できるよう、施設の整備・改善に努めます。
各種事業への参加の促進	・市 ・各種団体 ・民間企業等	市においては、岡崎げんき館での水泳教室の開講をはじめ、障がい者のニーズに応じた講座の開講などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間におけるスポーツ・文化活動の場への障がい者の参加を促進していきます。
指導者・ボランティアの育成	・社会福祉協議会 ・各種団体等	障がい者のスポーツ・文化活動を支える指導者・ボランティアの育成に努めます。

2 障がい者団体の活性化と家族支援の強化

〔現状と課題〕

障がい者の当事者・家族の団体活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあり、一層の活性化が求められます。

〔施策展開の方向〕

障がい者団体等の一層の活性化を図ります。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
障がい者団体の活性化	・障がい者団体	障がい者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。
精神障がい者、難病患者の家族に対する支援の推進	・市民 ・障がい者団体等	精神障がい者、難病患者の家族に対し、講座や相談事業の開催や自主グループ活動のサポートなどを推進します。
広聴活動の充実	・市	障がい者団体等から意見や要望を聴取する機会を定期的に設けるとともに、それらの意見・要望の関係職員、関係機関への周知を図り、施策やサービスの改善につながるよう努めます。

3 まちづくり活動への参画の促進

〔現状と課題〕

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障がい者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

〔施策展開の方向〕

まちづくり活動への障がい者の参画の促進に努めます。

〔具体的な施策〕

施策項目	主な実施主体	施策内容
市政への参画の促進	・障がい当事者	今後、市で実施される各種施策・事業について、可能な限り、障がい者の参画を促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図ります。
障がい者の社会貢献活動の振興	・障がい当事者	障がい者自身が他の障がい者を支援する「ピアサポート活動」「ピアカウンセリング活動」など、障がい者が経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を図ります。

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 点検・進行管理体制の確立

本市には、社会福祉関連施策の諮問機関として「岡崎市社会福祉審議会」(全体会・障がい者福祉専門分科会)が、障害者自立支援法上のサービスを円滑に推進する協議機関として「岡崎市障がい者自立支援協議会」(全体会・個別支援専門部会・就労支援専門部会・その他専門部会)が、発達障がい児への支援策等の協議機関として「岡崎市特別支援教育連携協議会」が、障がいの雇用促進策等の協議機関として「岡崎市雇用対策協議会」があります。

障がい者や関係団体の代表、公募市民、サービス事業所の保健・医療・福祉専門職、学識経験者、市関係部局の担当者等で構成されるこれらの会議において、本計画及び第2期岡崎市障がい福祉計画の実施状況の点検と進行管理を行っていきます。

第2節 サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、過度の規制や事務負担にならないよう留意しながら、事業所に対して適切な指導・助言、給付内容審査を行うとともに、事業所における第三者評価の実施を促進します。

また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の積極的な情報交換・共有の促進に努めます。

第3節 庁内推進体制の強化

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施など、行政職員の障がい者に対する理解と人権意識・福祉意識の向上に努め、意識的バリアをなくします。

障がい福祉施策の円滑な推進に向け、国、県との連携強化に努めるとともに、各種制度の充実や財源の確保をこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近隣市町とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

また、計画の実施状況について、市の諮問・協議機関へ定期的に報告するとともに、広報紙やホームページ等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

参考資料

1 計画策定の経過

日付	会議等	内容
H20.5.22	第1回策定委員会	(1)委員長・副委員長選出 (2)障がい者基本計画・障がい福祉計画の実施状況 (3)今後のスケジュールについて
H20.7.10	岡崎市福祉の村施設視察	策定委員が岡崎市福祉の村施設視察により現状を把握
H20.7.23 ～ H20.7.31	アンケート調査実施	障がい者施策に関するニーズ等を把握するため実施
H20.7.28 ～ H20.8.8	事業所等及び障がい者団体等ヒアリング	障がい者施策に関するニーズ等を把握するため実施
H20.8.28	第2回策定委員会	(1)5月からの経緯 (2)アンケート中間報告・ヒアリング結果報告 (3)計画への課題検討 (4)素案作成への意見
H20.9.25 ～ H20.9.26	庁内各課ヒアリング	現計画の検証と新規計画の調査のため実施 (関係課等 11カ所)
H20.10.30	第3回策定委員会	(1)素案「基本理念・基本目標」について (2)素案「重点的な取り組み」について (3)素案「施策の体系」について (4)障がい福祉計画の数値について
H20.11.20	第4回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画素案「施策体系」について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画素案について
H20.12.18	第5回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画素案「修正点」について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画素案について
H20.12.22 ～ H21.1.22	パブリックコメント	(1)意見提出人数 15人 (2)意見提出件数 65件
H21.1.29	第6回策定委員会	(1)前回会議からの修正点について (2)パブリックコメント結果について (3)数値目標について
H21.2.19	第7回策定委員会	(1)第3次岡崎市障がい者基本計画最終案について (2)第2期岡崎市障がい福祉計画最終案について

2 委員名簿

岡崎市障がい者基本計画改定及び岡崎市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	<small>キマタ カズミ</small> 木全 和巳	日本福祉大学 教授
委員	<small>ヤマオカ トオル</small> 山岡 亨	愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園 指導課長
委員	<small>カガ トキオ</small> 加賀 時男	岡崎市障がい者福祉団体連合会 会長
委員	<small>カナヤマ ハルコ</small> 金山 春子	岡崎市手をつなぐ育成会 会長
委員	<small>ナカムラ カツミ</small> 中村 克美	岡崎地域精神障害者家族会 会長
委員	<small>タケナカ ヒデヒコ</small> 竹中 秀彦	京ヶ峰岡田病院 P S W部 部長
委員	<small>オオハマ トシヒロ</small> 大浜 寿博	岡崎市医師会 副会長
委員	<small>マルヤマ タケシ</small> 丸山 健	岡崎歯科医師会 理事
委員	<small>ヒロセ タカオ</small> 広瀬 貴雄	愛知県西三河福祉相談センター センター長
委員	<small>オダ キクオ</small> 織田 喜久雄	岡崎市社会福祉協議会 事務局長
委員	<small>カミヤ ユキオ</small> 神谷 行夫	岡崎公共職業安定所 所長
委員	<small>ミウラ ヒロユキ</small> 三浦 博幸	社会福祉法人愛恵協会 理事
委員	<small>スズキ タカミツ</small> 鈴木 孝光	岡崎自立生活センターぴあはうす 理事長
委員	<small>イタクラ ケイゾウ</small> 板倉 敬三	専門委員
委員	<small>スミダ コ</small> 住田 ひろ子	専門委員
委員	<small>ハタ ノ ヒロコ</small> 羽田野 裕子	専門委員

任期：平成20年5月22日～平成21年3月31日

**第 3 次
岡崎市障がい者基本計画**

発行年月：平成 21 年 3 月
発行：岡崎市障害福祉課
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町 2 丁目 9 番地
TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650

